

第901回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成29年12月18日（月）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第900回教育委員会会議録の承認について

4 第901回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

(1) 平成31年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について (高校教育課)

(2) 「宮城県高等学校入学者選抜試験」制度に対する請願への対応について (高校教育課)

6 議 事

第1号議案 職員の人事について (教職員課)

第2号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について (教職員課)

第3号議案 教育功績者表彰について (教職員課)

第4号議案 新しい県立高等学校入学者選抜制度について (高校教育課)

7 課長報告等

(1) 平成31年度（平成30年度実施）宮城県公立学校教員採用候補者選考について (教職員課)

(2) 平成28年度における宮城県長期欠席状況調査（公立小中学校）の結果について (義務教育課)

(3) 平成30年度宮城県立中学校入学者選拔出願者数について (高校教育課)

(4) 気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について (施設整備課)

(5) スポーツ関係団体の合併について (スポーツ健康課)

(6) 高校生の冬山登山の事故防止に向けて (スポーツ健康課)

(7) 宮城県美術館リニューアル基本方針（中間案）について (生涯学習課)

8 資料（配布のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧 (総務課)

(2) 平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（11月末現在） (高校教育課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

平成 3 1 年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について

I 平成 3 1 年度宮城県立中学校入学者選抜方針

宮城県立中学校における入学者選抜は、中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 県立中学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、小学校にあつては調査書等作成のための委員会を、県立中学校にあつては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 選抜方法

- (1) 入学者の選抜に当たって、県立中学校長は、調査書及び適性検査の結果に基づき、出願者の能力や適性等を総合的に審査するものとする。
- (2) 適性検査
 - イ 検査は、総合問題、作文及び面接とする。
 - ロ 総合問題は、与えられた課題を理解し、これまでの体験や身に付けてきた力を基に、論理的に考え、的確に判断し、解決する力や表現する力等を見るものとする。
 - ハ 作文は、与えられた課題について、自分の考えや思いなどを的確にまとめ、文章で表現する力を見るものとする。
 - ニ 面接は、志願理由書を参考資料として、志願の動機や学習への関心・意欲、長所等を多面的にみるものとする。

II 平成 3 1 年度宮城県立中学校入学者選抜日程

適性検査実施日 平成 3 1 年 1 月 1 2 日（土）

選抜結果通知 平成 3 1 年 1 月 1 8 日（金）

宮教組発第 61 号
2017年12月8日

宮城県教育委員会
教育長 高橋 仁 様
教育委員 各 位

宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45
宮城県教職員組合
執行委員長 川名 直子



「宮城県高等学校入学者選抜試験」制度に対する請願

【請願の趣旨】

日頃より、宮城県教職員組合（以下、宮教組）の活動に対してご理解ならびに誠意あるご対応をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、過日、高等学校入学者選抜審議会が開催され、平成32年度から実施される新入試制度の骨格が提示されました。なにかと問題の多かった前期選抜がようやく廃止されることにより、現行入試制度開始以来続いてきた教育現場の混乱もようやく収束することが予想され、現場教師のみならず生徒も保護者も皆、ほっと胸をなで下ろしていることと思います。また、追検査についての配慮があることも歓迎されるようです。

しかしながら、宮教組の「中学校問題専門委員会」において、「新入試制度（案）」実施により懸念される問題点について検討したところ、「（仮称）特色選抜」（以下、「特色選抜」）の制度設計次第では新入試制度がなお「不透明」かつ「不公平感」の残る制度となり、現行入試制度と同じ轍を踏む危険性をはらんでいる、という結論に達しました。宮教組は、全ての生徒に公平な入試制度の実現のために入試制度の一本化を要求し、「特色選抜」の導入には反対する立場であり、今回導入した「特色選抜」のもたらしうる弊害を最小限に止めるためにも、さらに細部の検討をお願いしたく、以下のように請願事項をまとめました。

つきましては、日々、子供たちの幸せを願って奮闘し、保護者の悩みや願いに耳を傾けている現場教師たちの声として、ぜひ、真摯にご検討いただきたく請願いたします。

【請願事項】

1 「（仮称）共通選抜」と「特色選抜」の割合について

「特色選抜」の割合が大きくなりすぎると、普通がんばっている生徒たちに対し、不公平かつ不透明な選抜の行われる危険性が高くなります。そこで、以下の点についてご検討願います。

- (1) 普通科では「特色選抜」の割合を0～30%までとし、その範囲内で高校が自由に選択できるようにすること。（「特色選抜」を実施しない選択も可能とすること。）
- (2) 普通科以外の学科では「特色選抜」の割合を0～50%程度に抑え、その範囲内で高校が自由に選択できるようにすること。

2 「特色選抜」の審査対象について

「特色選抜」の審査対象が120%～200%では、「特色選抜」の割合が50%の学校の場合、全ての生徒が審査対象となり、より「特記事項」を重視した恣意的な選抜が行われる危険性があります。そこで、以下の点についてご検討願います。

- (1) 審査対象の上限を150%程度に抑えること。

3 「特記事項」の扱いについて

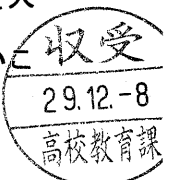
「特記事項」の扱いによっては、選抜が不透明なものとなったり、行き過ぎた不公平な選抜が行われたりする可能性があります。そこで、以下の点についてご検討願います。

- (1) 「特記事項」は、事実を箇条書きに記載するのみとし、内容及び選抜時の扱いについて明確にすること。
- (2) 高校側が、「特記事項」にウエイトを置きすぎた選抜をしないよう、選抜方法を明確にルール化すること。

4 各高校で作成する「求める生徒像」について

「求める生徒像」の内容によっては、それが現行の前期選抜のように、受験生徒を限定したり、合否に影響したりするかなような誤解を与える恐れがあります。そこで、以下の点についてご検討願います。

- (1) 「求める生徒像」には、「評定平均値〇.〇以上」「〇〇検定〇級以上」などの数値や条件を入れないこと。
- (2) 「特色選抜」についても、「県大会で〇位以上」「〇〇入賞」などの具体的な文言を入れないこと。



第 2 号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則
の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則（平成 4 年宮城県教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

改正の概要

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例の改正・施行に伴い、必要な改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 非常勤職員の2歳までの子の育児休業が制度化されたことを受け、その旨の記載等を加える。
- (2) 育児休業の対象となる「子」の範囲に、法律上、子に準ずるものとして認められている者が含まれる内容に改められていることを受け、添付する証明書類に関する規定に養子縁組届受理証明書や家庭裁判所等が発行する事件係属証明書等を加える。

3 施行年月日

公布日施行

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則（平成四年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「又は非常勤職員の1歳6か月」を「、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳」と改め、同様式（兼用）①中「出生届受理証明書」のトに「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加え、②中「いう。」を「いい、非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に掲げる場合に該当してする育児休業をいう（⑤において同じ。）」と改め、⑤中「又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）」を「（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業の承認を請求する場合」と改め。

様式第四号及び第五号中「出生届受理証明書」のトに「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加え。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正後

現行

備考

第一条、第十四条

(略)

第一条、第十四条

(略)

様式第1号(第3条関係) 育児休業承認請求書

宮城県教育委員会 殿 (所属長経由印)
 請求者 所 属 _____ (所属コード))
 職 名 _____)
 氏 名 _____ 印(職員番号))

地方公務員の育児休業等に関する法律 第2条第1項 第3条第1項 の規定に基づき、育児休業の承認を請求します。

請求に係る子	氏 名	
	続柄等	
	生年月日	年 月 日生
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考		
(県教委記入欄)		
受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決 裁 者		職 氏 名 印

様式第1号(第3条関係) 育児休業承認請求書

宮城県教育委員会 殿 (所属長経由印)
 請求者 所 属 _____ (所属コード))
 職 名 _____)
 氏 名 _____ 印(職員番号))

地方公務員の育児休業等に関する法律 第2条第1項 第3条第1項 の規定に基づき、育児休業の承認を請求します。

請求に係る子	氏 名	
	続柄等	
	生年月日	年 月 日生
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考		
(県教委記入欄)		
受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決 裁 者		職 氏 名 印

・非常勤職員の2歳までの子についての育児休業に関する文言を追加

様式第4号(第8条関係) 育児短時間勤務承認請求書

宮城県教育委員会 殿 請求年月日 年 月 日

(所属長経由印) 請求者 所属 (所属コード) 職名 氏名 印(職員番号)

下記のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。

請求に係る子	氏名	
	続柄等	
	生年月日	年 月 日生
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態)	
勤務の日及び時間帯	月 火 水 木 金 { : : ~ : : } { : : ~ : : } { : : ~ : : }	
既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
備考		

① この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

② 「請求に係る子」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に掲げる場合に該当してする育児休業をいう(②において同じ)。

③ 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

④ 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。

⑤ 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業を請求する場合に記入すること。

⑥ 備考欄には、(ア)請求に係る子以外の3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第85条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。))にはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

⑦ 該当する口にはし印を記入すること。

(県教委記入欄)

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	職 氏名 印
決裁種		

様式第1号の2、様式第3号(略)

(裏面)

① この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

② 「請求に係る子」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に掲げる場合に該当してする育児休業をいう(②において同じ)。

③ 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

④ 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。

⑤ 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業を請求する場合に記入すること。

⑥ 備考欄には、(ア)請求に係る子以外の3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第85条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。))にはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

⑦ 該当する口にはし印を記入すること。

様式第4号(第8条関係) 育児短時間勤務承認請求書

宮城県教育委員会 殿 請求年月日 年 月 日

(所属長経由印) 請求者 所属 (所属コード) 職名 氏名 印(職員番号)

下記のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。

請求に係る子	氏名	
	続柄等	
	生年月日	年 月 日生
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態)	
勤務の日及び時間帯	月 火 水 木 金 { : : ~ : : } { : : ~ : : } { : : ~ : : }	
既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
備考		

① この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

② 「請求に係る子」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に掲げる場合に該当してする育児休業をいう(②において同じ)。

③ 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

④ 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。

⑤ 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当してする育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。

⑥ 備考欄には、(ア)請求に係る子以外の3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第85条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。))にはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

⑦ 該当する口にはし印を記入すること。

(県教委記入欄)

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	職 氏名 印
決裁種		

様式第1号の2、様式第3号(略)

(裏面)

① この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

② 「請求に係る子」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に掲げる場合に該当してする育児休業をいう(②において同じ)。

③ 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

④ 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。

⑤ 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当してする育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。

⑥ 備考欄には、(ア)請求に係る子以外の3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第85条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。))にはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

⑦ 該当する口にはし印を記入すること。

子の範囲が拡大されていることを踏まえ、必要な証明書類に関する文言を追加

非常勤職員の2歳までの子についての育児休業に関する文言を追加

様式第5号(裏面)(第13条関係)

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	所属長印	備考
	午前	午後				
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			

様式第5号(表面)(第13条関係)

部分休業承認請求書

請求年月日 年 月 日

宮城県教育委員会 殿
(所属長経由印)

請求者 所属 _____ (所属コード)
 職名 _____
 氏名 _____ 印(職員番号) _____

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

請求に係る子	氏名			
	続柄等			
	生年月日	年 月 日 生		
請求期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～	時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～	時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～	時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～	時 分
備考				

(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者の続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
 ② 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
 ③ 該当する口にはレ印を記入すること。

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決 裁 種		職 氏名 印

様式第5号(裏面)(第13条関係)

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	所属長印	備考
	午前	午後				
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			

様式第5号(表面)(第13条関係)

部分休業承認請求書

請求年月日 年 月 日

宮城県教育委員会 殿
(所属長経由印)

請求者 所属 _____ (所属コード)
 職名 _____
 氏名 _____ 印(職員番号) _____

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

請求に係る子	氏名			
	続柄等			
	生年月日	年 月 日 生		
請求期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～	時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～	時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～	時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～	時 分
備考				

(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者の続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書 _____ などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
 ② 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
 ③ 該当する口にはレ印を記入すること。

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決 裁 種		職 氏名 印

・子の範囲が拡大されて
 いることを踏まえ、必
 要な証明書類に関する
 文言を追加

第 4 号議案

新しい県立高等学校入学者選抜制度について

新しい県立高等学校入学者選抜制度を別紙のとおり定める。

平成 29 年 12 月 18 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

新しい県立高等学校入学者選抜制度について

1 第一次募集について

(1) 出願及び学力検査について

イ 出願

(イ) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業又は卒業見込みの者は、希望する高校に出願することができる。

(ロ) 出願できる高等学校は、一人1校とし、課程及び学科・コースについては一つに限る。ただし、複数の学科・コースを併置する高等学校にあつては、当該校の他の学科・コースを第2志望とすることができることとし、第2志望を認める学科・コースについては、別に公表する。

(ハ) 出願は2月中旬とし、出願に当たっては、入学願書及び写真票、調査書等を提出する。ただし、志願理由書の提出は求めない。

ロ 学力検査の実施

(イ) 学力検査は3月上旬に実施する。

(ロ) 受験者全員に対して、5教科の学力検査を実施する。

(ハ) 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(ニ) 実施時間は、各教科50分とする。

ハ 面接・実技・作文の実施

各高等学校は必要に応じて、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文の中から、各高等学校の特色に応じて、一つ又は複数の検査を実施することができる。

(2) 選抜方法について

受験生全員を共通選抜及び特色選抜の対象とし、2つの選抜の選抜順序、募集割合、選抜資料の配点等については、各高等学校が定め、あらかじめ公表する。

イ 共通選抜

(イ) 共通選抜は、学力検査の結果及び調査書に基づいて選抜する。

(ロ) 国語，社会，数学，理科及び英語の5教科の学力検査（500点満点）の結果及び調査書（195点満点）を選抜資料の基本とする。

(ハ) 体育及び美術に関する学科にあつては、実技の評価を選抜資料に加えることができる。

(ニ) 各高等学校は、学力検査点と調査書点の満点を原点とした相関図表を用いて選抜する。このとき、あらかじめ届け出た、学力検査点と調査書点の比重に基づき、その両方の満点により近い者を上位とし、上位の者から審査し、選抜する。

ロ 特色選抜

(イ) 特色選抜は、受験生のもつ多様な資質・能力，適性，意欲等，中学校における取組を適切に評価するため，各高等学校及び学科等の特色に応じて選抜資料の配点等を共通選抜と別に定めるなどして，各高等学校及び学科等の求める生徒像に照らして総合的に審査し，選抜する。

(ロ) 各高等学校は必要に応じて面接，実技，作文の評価を選抜資料に加えることができる。

(ハ) 学力検査点（500点満点）は，各教科の学力検査の得点を換算率0.25～2.0倍により算出して得られた点数を合計したものとする。

(ニ) 調査書点（195点満点）は，各教科・学年の評定を換算率0.25～2.0倍により算出して得られた値を合計したものとする。ただし，不登校生徒等を積極的に受け入れる学校においては，0.25未満の換算率とすることができ
る。

(ホ) 学力検査点及び調査書点の換算率については，0.25刻みの8段階のうちから，学校・学科ごとに設定する。

(へ) 審査対象は、学力検査点、調査書点及び面接・実技・作文の得点の合計点上位の者から、特色選抜募集人数の120～200%の範囲に含まれる者とする。

(ト) 選抜は学力検査点、調査書点及び面接・実技・作文の得点を合計した点数を
基に、調査書の記載事項（評定以外の特別活動の記録などの資料）も用いて総合的な審査により行う。

(3) 共通選抜と特色選抜の募集割合について

特色選抜の募集割合は、募集定員の10～50%の範囲内で、各高等学校・学科の特色に応じて設定する。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程にあっては募集定員の10～90%の範囲内で設定する。

(4) 合格者の発表について

共通選抜と特色選抜の区別なく、合格者を発表する。

2 連携型中高一貫教育に関する選抜について

連携型高等学校は、連携型中学校からの志願者を対象とした連携型選抜を実施する。
学力検査、調査書及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

3 社会人特別選抜について

定時制課程の学科においては、社会人を対象とした選抜を行うことができる。学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

4 通信制課程に関する選抜について

上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

5 追試験について

- (1) 第一次募集検査日当日，病気，交通事故，その他のやむを得ない事由によって受験できなくなった者で，所定の手続きを経た者は追試験を受験することができる。
- (2) 追試験は第一次募集の学力検査実施から合格発表までの期間に第一次募集と同じ方法で実施し，合格者の発表については，第一次募集の合格発表と同時に行う。

6 第二次募集について

- (1) 第一次募集の合格発表の時点で募集定員が満たされていない高等学校の課程，学科・コースについては，第二次募集を行うものとする。
- (2) 選抜は，調査書のみの審査，あるいは調査書に，第二次募集の学力検査，面接，実技（体育及び美術に関する学科の場合），作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた総合的な審査により行う。
- (3) 選抜資料の配点等については，各高等学校が定め，あらかじめ公表する。

7 調査書について

様式については別紙のとおりとする。

8 出願希望調査について

(1) 調査の実施について

県内公立高等学校を志願する者について，希望する高等学校ごとに第1希望生徒数を調査する。出願希望できる高等学校は，一人1校とし，課程及び学科・コースについては一つに限る。

(2) 結果の公表について

調査は1月中旬に実施し，県内公立高等学校ごとの出願希望者数を公表する。

9 導入時期

平成32年度入学者選抜から実施する。

(様式例:平成32年度入学者選抜用)

調査書

調査書等作成委員会	
記載責任者印	

受験番号	※No.
------	------



ふりがな		性別	
氏名			
生年月日	平成	年	月 日生
卒業年月	平成	年	月

記載内容に誤りがないことを証明します。

平成 年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名

印

1 各教科の学習の記録					
教科	学年	1	2	3	※
	国 語				
社 会					
数 学					
理 科					
外 国 語					
音 楽					
美 術					
保 健 体 育					
技 術 ・ 家 庭					

4 特別活動等の記録
① 学級活動 ② 生徒会活動 ③ 学校行事 ④ その他

2 総合的な学習の時間の記録

5 スポーツ活動, 文化活動, 社会活動, ボランティア活動等の記録

3 行動の記録			
基本的な生活習慣		思いやり・協力	
健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
自主・自律		勤 労 ・ 奉 仕	
責 任 感		公 正 ・ 公 平	
創 意 工 夫		公 共 心 ・ 公 徳 心	

6 欠席の状況			
学年	事項	欠席日数	事由
1			
2			
3			

7 特記事項(校外での活動を含む)

※No.

参考 1 新しい県立高等学校入学者選抜制度と現行制度との比較

現行の入試制度

前期選抜 2月上旬

- 出願希望する高等学校が事前に公表する「出願できる条件」を満たす生徒が出願できます。
- 出願希望割合
 - 普通科 10~30%
 - 普通科コース制, 専門学科, 総合学科 10~40%
 - 体育及び美術に関する学科 10~70%
- 検査内容
 - ・学力検査 国, 数, 英の3教科
 - ・学校独自検査 面接, 実技, 作文等から1つ以上実施します。
- 選抜方法
 - A 学力検査点 (75~300点)
 - B 調査書点 (225点満点)
 - C 学校独自検査 (75~300点)

※ BやCの配点やCの検査内容は、学校によって異なります。

- 第1段階 A+B+Cの合計点上位の者について、調査書の記載事項も用いて選抜します。
- 第2段階 A+B+Cの合計点と調査書の記載事項を用いて、総合的に選抜します。

後期選抜 3月上旬

- 出願 前期選抜を受験していない生徒及び前期選抜を合格していない生徒が出願できます。
- 検査内容
 - ・学力検査 国, 社, 数, 理, 英の5教科
 - ・学校独自検査 学校によっては面接や実技を実施します。
- 選抜方法
 - 高 調査書点 低
 - 高 学力検査点 低
 - 領域A
 - 領域B

※ 調査書点と学力検査点の比重が学校ごとに異なります。

- 第1段階 調査書点と学力検査点の相関図を用いて選抜します。
- 第2段階 領域Bから調査書の記載事項を用いて、総合的に選抜します。

第二次募集 3月下旬

- 出願 前期選抜及び後期選抜のいずれにも合格していない生徒が出願できます。
- 検査内容
 - ・面接, 実技, 作文, 学力検査のいずれか1つ又は複数を実施する場合があります。
 - ・学力検査を実施する場合は、国語, 数学, 英語から1教科以上実施します。
- 選抜方法
 - 調査書のみ又は調査書に上記の検査を加えて総合的に選抜します。

※ 募集定員に合格者が満たない場合に実施します。

平成32年度からの入試制度

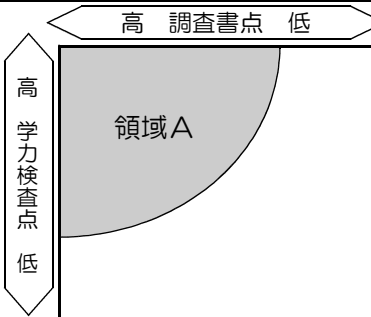
第一次募集

出願希望調査: 1月中旬

出願: 2月中旬

検査内容

- 検査日 3月上旬 (1日又は2日で実施)
- 学力検査 全員共通 (国語, 社会, 数学, 理科, 英語)
- 面接, 実技, 作文
 - ・面接, 作文 (各高校・学科等の必要に応じて実施)
 - ・実技 (体育及び美術に関する学科において, 必要に応じて実施)

	特色選抜	共通選抜
募集割合	10~50% ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程は10~90%	50~90% ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程は10~90%
選抜方法	A 学力検査点 (5教科) ※各教科の学力検査の得点を換算率【0.25~2.0倍】により算出して得られた点数を合計します。	 <p>※ 調査書点と学力検査点の比重が学校ごとに異なります。</p>
	B 調査書点 ※各教科・学年の評定を換算率【0.25~2.0倍】により算出して得られた値を合計します。ただし、不登校生徒等を積極的に受け入れる学校においては、0.25未満の換算率とすることができます。	
	C 面接, 実技, 作文の得点	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ A+B+Cの合計点上位の者から特色選抜募集人数の120~200%の範囲に含まれる者を審査対象とします。 ■ A+B+Cを合計した点数を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学力検査点と調査書点の比重に基づき、その両方の満点により近い者を上位とし、上位の者から選抜します。

追試験

- 対象 学力検査当日やむを得ない事由によって受験できなくなった者で、所定の手続きを経た者。
- 選抜方法 上記選抜方法と同じ。

合格

合格発表 共通選抜と特色選抜の区別なく発表します。

第二次募集

- 出願 第一次募集で合格していない生徒が出願できます。
- 検査内容
 - ・検査日 3月下旬
 - ・面接, 実技, 作文, 学力検査のいずれか1つ又は複数を実施する場合があります。
 - ・学力検査を実施する場合は、国語, 数学, 英語から1教科以上実施します。
- 選抜方法
 - ・検査日 3月下旬
 - ・調査書のみ又は調査書に上記の検査を加えて総合的に選抜します。

※ 第一次募集の合格発表の時点で募集定員に合格者が満たない場合に実施します。

年	月	内 容
29	12	新入試制度決定・公表
30	秋	求める生徒像，選抜方法等公表
31	7	募集定員公表
	8	オープンキャンパス
	10	選抜要項発表
32	1	出願希望調査
	2	第一次募集出願
	3	第一次募集検査
		追試験
		第一次募集合格発表
		第二次募集出願
		第二次募集検査
		第二次募集合格発表

参考3 求める生徒像(例:普通科と商業科を併置する高校の普通科)

学校名	けやき高等学校	課程	全日制	学科	普通科	募集定員	200人
求める生徒像							
<p>本校は、多様な進路希望を持った生徒の自己実現を可能にする学校です。基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させて学力の伸長を図るとともに、特別活動等への積極的な参加を促すことによりバランスのとれた生徒の育成に努めています。</p> <p>また、保護者、地域社会から支持され信頼される開かれた学校です。</p> <p>豊かな人間性とたくましさを持ち、自主的・自律的・意欲的に生き生きと活動する、次の1～5に当てはまる生徒を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本校で学ぼうとする理由が明確で、自主・自律の精神で、学校生活に意欲的に臨む生徒 2 基本的な生活習慣が身に付いており、豊かな人間性を磨くために努力できる生徒 3 進路実現に向かって継続的に努力し、積極的にインターンシップ等の体験活動に取り組もうとする生徒 4 何事にも真剣に取り組む、日々の授業を大事にする生徒 5 部活動、校外でのスポーツ活動で優れた能力を有し、入学後も継続して活動する意欲のある生徒 <p>特に、特色選抜においては、上記4及び5のいずれかに当てはまる生徒を重視します。</p>							
第一次募集（選抜方法等）							
選抜順序	共通選抜			特色選抜		面接・実技・作文	
共通選抜（募集定員の70% 140人）							
学力検査:調査書	5:5	第2志望とすることが できる学科	商業科				
<p>国語、社会、数学、理科、英語の5教科の学力検査(500点満点)の結果及び調査書(195点満点)を選抜資料の基本とする。</p> <p>学力検査点と調査書点の満点を原点とした相関図表を用いて選抜する。このとき、学力検査点と調査書点の比重を5対5とし、その両方の満点により近い者を上位とする。</p> <p>上位の者から審査し、選抜する。</p>				<p>I 面接</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 形態 個人面接 2 時間 10分程度 3 内容 (1) 志望動機 (2) 中学校での活動状況 (3) 将来の進路志望 (4) その他 4 観点 (1) 態度 (2) 表現力等 <p>※面接については、2日目に実施する。</p>			
特色選抜（募集定員の30% 60人）							
<p>I 配点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査書(教科の評定) 390点 3年間の各教科の評定を各2.0倍とする。 2 学力検査 375点 5教科の得点を各0.75倍とする。 3 面接 200点 合計965点 <p>II 選抜方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査対象は、学力検査点、調査書点及び面接の得点の合計点上位の者から、特色選抜の募集人数の120%の範囲に含まれる者とする。 ・ 選抜は、学力検査点、調査書点及び面接の得点を合計した点数を基に、調査書の記載事項(評定以外の特別活動の記録などの資料)も用いて、求める生徒像に照らして総合的に審査し、選抜する。 							
第二次募集（選抜方法等）							
<p>I 配点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査書(教科の評定) 225点 2 学力検査 300点 3 面接 200点 合計725点 <p>II 選抜方法</p> <p>上記Iの資料を基に、調査書の記載内容を考慮しながら、本校の求める生徒像に照らして総合的に審査し、選抜する。</p>				<p>面接・実技・作文</p> <p>I 面接</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 形態 個人面接 2 時間 1人10分程度 3 内容 第一次募集と同じ 4 観点 第一次募集と同じ 			

平成31年度（平成30年度実施）宮城県公立学校教員採用候補者選考について

1 平成31年度（平成30年度実施）教員採用候補者選考の見直しの趣旨

- ・宮城県の教員として求められる資質・能力を有した志の高い人材の採用
- ・被災地域における教育や特別支援教育への意欲が高い人材の確保
- ・人物重視での採用を一層進める観点からの選考方法の改善

2 主な変更点

No	今年度実施	来年度実施
1	「地域採用枠」を新設（小学校のみ） →気仙沼教育事務所管内において、採用後10年間程度勤務できる者を対象	「地域枠」を他地域でも実施 （小学校のみ） →気仙沼教育事務所管内を継続し、東部教育事務所管内においても実施
2	「特別支援学校枠」を新設（小学校のみ） →小学校教諭と特別支援学校教諭の両方の免許を持ち、採用後は主に特別支援学校へ勤務できる者を対象	「特別支援学校枠」を中学校・中高・高等学校でも実施し、特支免許所有者に加点 →各校種、教科の教諭と特別支援教諭の両方の免許を持ち、採用後は主に特別支援学校へ勤務できる者を対象 →特別支援学校教諭免許の所有者に加点 (全校種)
3	第2次選考 →模擬授業、面接Ⅰ、面接Ⅱ	集団討議の実施 →第2次選考において、模擬授業を廃止し、集団討議を実施し、個人面接Ⅰ、個人面接Ⅱを実施する。
4	教職経験者特別選考の第1次選考において筆記試験2（教養）を集団面接に代替して実施	変更点3を踏まえ、 集団面接を廃止 し、第2次選考における集団討論で評価。 (あわせて、H31年度実施分より、 特別選考の受験要件について、直近「5年間で24月の経験」を「3年間で24月の経験」に変更。)
5	小学校実技試験 →マット運動、ボール運動、鍵盤楽器	小学校実技試験を運動系・音楽系で実施 →運動系と音楽系の2つの課題について実施し運動系については、マット運動・ボール運動の選択制とする。
6	新規	ボランティア等の活動に関する内容を評価の観点とする。 →活動に関する観点を個人面接Ⅰで評価。

平成２８年度における宮城県長期欠席状況調査(公立小中学校)の結果について

１ 調査の趣旨

平成２８年度における児童生徒の長期欠席の状況等を調査・分析することにより、本県の喫緊の課題である不登校問題改善のための実効性のある施策の立案につなげていくものとする。

２ 調査対象期間

平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで

３ 調査対象（平成２８年５月１日現在）

（１）児童生徒調査

- 県内公立小中学校長期欠席児童生徒（国立を除き仙台市含む） 4,197人
 - ・小学校 1,231人
 - ・中学校 2,966人

（２）学校調査

- 県内全公立小中学校（国立を除き仙台市含む） 592校
 - ・小学校 386校
 - ・中学校 206校

４ 回答方法

児童生徒調査、学校調査ともに質問紙法による学校の回答

（児童生徒調査については、担任をしていた教師等の見立ての回答）

５ 調査結果の概要

（１）長期欠席の概要について（H28年度とH27年度比較）

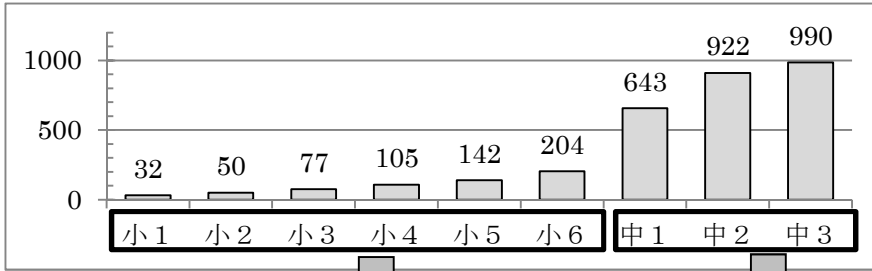
- 長期欠席児童生徒数は、昨年度と比較して小学校で204人の増、中学校で318人の増である。
- 不登校は、小学校で50人の増、中学校で326人の増であり、中学校の増加が顕著である。
- そのうち90日以上欠席の不登校は、小学校で34人、中学校で133人の増である。

区分 校種	長期欠席児童生徒(人)									
	病気	経済的 理由	30日以上 欠席	不登校			その他	不登校 要因含 む	総計	
				(内数) 90日以上 欠席	(内数) 出席10日 以下	(内数) 出席0日				
小学校	H28(割合)	429(34.8%)	0(0%)	610(49.6%)	263	30	7	192(15.6%)	66	1,231(100%)
	H27(割合)	354(34.5%)	0(0%)	560(54.5%)	229	28	8	113(11.0%)	25	1,027(100%)
	増減	+75	0	+50	+34	+2	-1	+79	+41	+204
中学校	H28(割合)	302(10.2%)	0(0%)	2,555(86.1%)	1,493	258	90	109(3.7%)	53	2,966(100%)
	H27(割合)	309(11.7%)	0(0%)	2,229(84.2%)	1,360	235	76	110(4.2%)	46	2,648(100%)
	増減	-7	0	+326	+133	+23	+14	-1	+7	+318
H28小中合計(割合)		731(17.4%)	0(0%)	3,165(75.4%)	1,756	288	97	301(7.2%)	119	4,197(100%)
H27小中合計(割合)		663(18.0%)	0(0%)	2,789(75.9%)	1,589	263	84	223(6.1%)	71	3,675(100%)
増減		+68	0	+376	+167	+25	+13	+78	+48	+522

(2) 平成28年度における不登校児童生徒の状況について（学校が回答した不登校児童生徒の個々の状況）

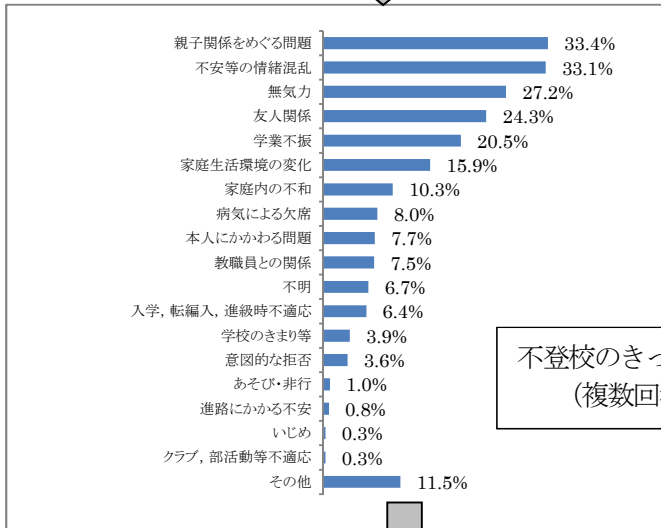
① 不登校児童生徒の学年と不登校のきっかけと継続要因について

(単位:人)

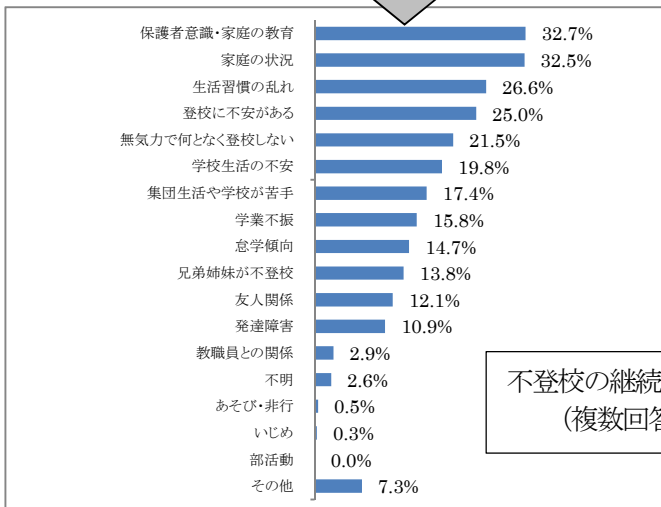
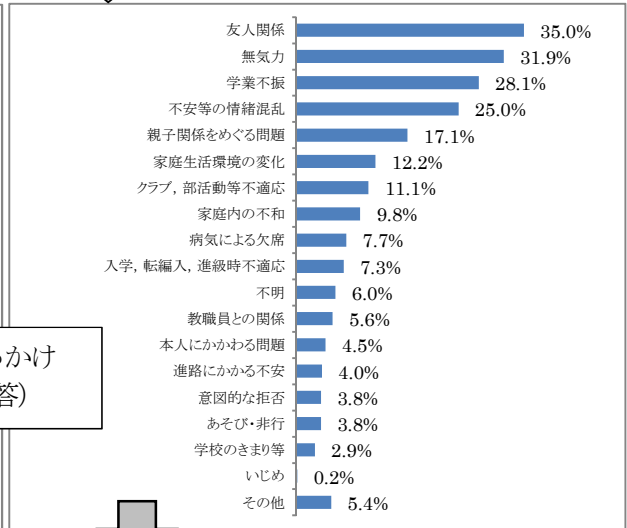


【不登校児童生徒の現状】

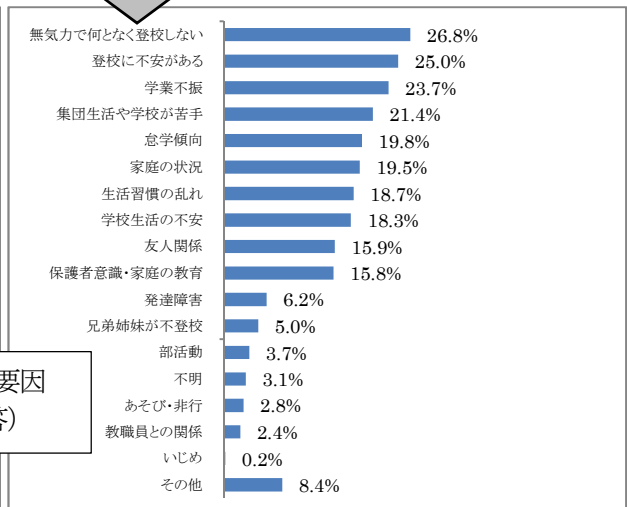
○ 小中学校を通じて、学年が上がる毎に増加傾向を示している。特に中学校で急激に増加する。



不登校のきっかけ
(複数回答)



不登校の継続要因
(複数回答)



【不登校のきっかけ】

- 小学校では「親子関係をめぐる問題」や「不安等の情緒的混乱」「無気力」が多い。
- 中学校では「友人関係」や「無気力」「学業不振」が多い。

【不登校の継続要因】

- 小学校では「保護者意識・家庭の教育」や「家庭の状況」が多く、主に家庭に係る要因が多い。
- 中学校では「無気力で何となく登校しない」や「登校に不安がある」が多く、主に本人に係る要因が多い。

【まとめ】

- 不登校のきっかけや継続要因については、調査開始（平成25年度における宮城県長期欠席状況調査）以降同様の傾向が見られる。

② 不登校になったきっかけに対する不登校が継続している要因について

不登校のきっかけ (上位3項目, 複数回答)		不登校が継続している要因 (上位3項目, 複数回答)		
小学校	1 親子関係をめぐる問題	①保護者意識・家庭の教育	②家庭の状況	③生活習慣の乱れ
	2 不安等の情緒的混乱	①登校に不安がある	②学校生活の不安	③家庭の状況
	3 無気力	①無気力で何となく登校しない	②保護者意識・家庭の教育	③生活習慣の乱れ
中学校	1 友人関係	①友人関係	②登校に不安がある	③集団生活や学校が苦手
	2 無気力	①無気力で何となく登校しない	②怠学傾向	③生活習慣の乱れ
	3 学業不振	①学業不振	②無気力で何となく登校しない	③怠学傾向

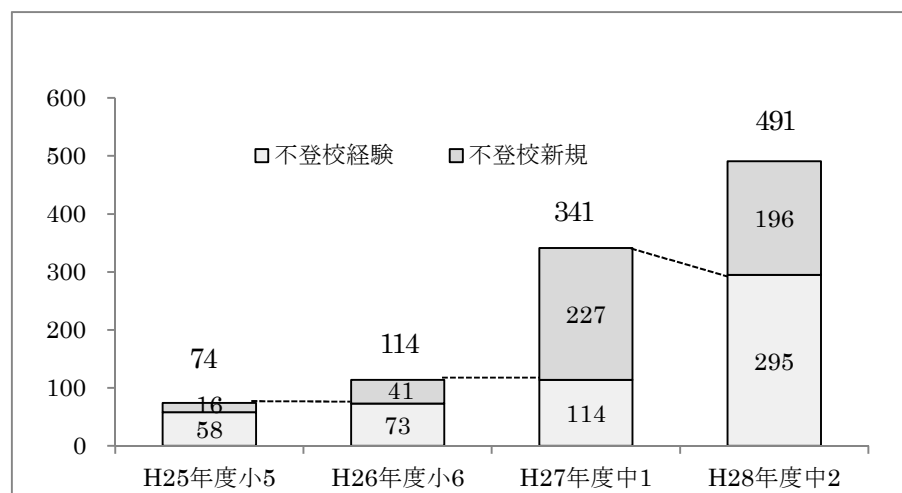
- 小学校で「親子関係をめぐる問題」がきっかけで不登校になった児童は、「保護者意識・家庭の教育」「家庭の状況」「生活習慣の乱れ」が要因で不登校が継続している。
- 中学校では「友人関係」がきっかけで不登校になった生徒は、「友人関係」「登校に不安がある」「集団生活や学校が苦手」が要因で不登校が継続している。
- 不登校のきっかけや継続している要因から児童生徒の置かれている状況を把握し、さらに長期化させないための適切な初期対応が必要である。

③ 不登校のきっかけと震災の影響について

	ある	ない
H28小学校	3.8%	96.2%
H27小学校	6.4%	93.6%
H26小学校	9.4%	90.6%
H25小学校	8.7%	91.3%
H28中学校	2.9%	97.1%
H27中学校	4.1%	95.9%
H26中学校	5.7%	94.3%
H25中学校	6.6%	93.4%

- 不登校のきっかけと震災の影響については、「ある」という回答が未だ見られるものの、減少傾向にある。

(3) 平成29年度現在中学3年の不登校の推移について



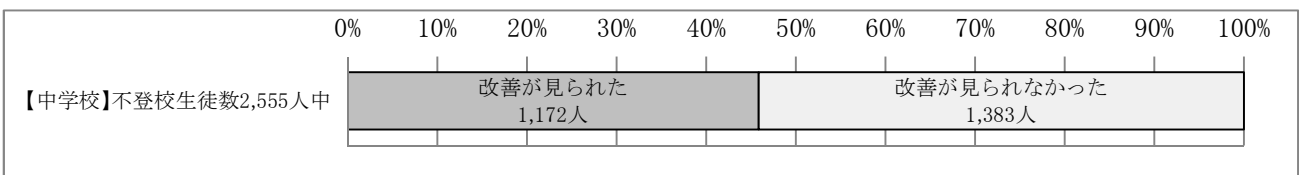
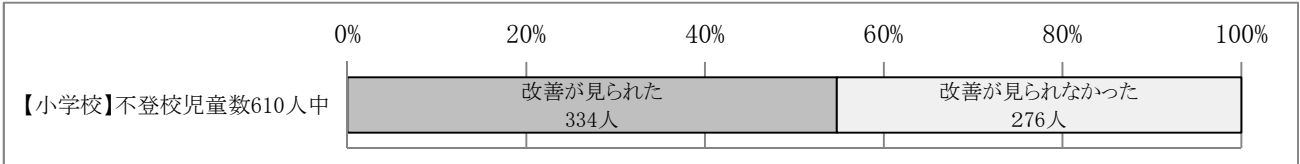
- 前の学年で、不登校を経験した児童生徒及びその年度に新規に不登校になった児童生徒は、次の学年に進級してもほぼ不登校になっている。不登校児童生徒数は年々積み重なっている。

※同一集団の4年間の推移

(4) 不登校児童生徒の改善状況について

- 小学校の不登校児童610人のうち、何らかの改善が見られた児童は、334人（54.8%）である。
- 中学校の不登校生徒2,555人のうち、何らかの改善が見られた生徒は1,172人（45.9%）である。
- 改善の内訳としては、小・中学校ともに「家庭から学校に登校するようになった（別室登校含む）」が7割を占める。
- 不登校の児童生徒の改善に有効だった働き掛けとしては、「家庭との連携づくり（訪問・電話・手紙等）」「教員の働き掛け（チーム対応・登校の促し等）」「別室・放課後登校による個別指導等」が上位を占めている。

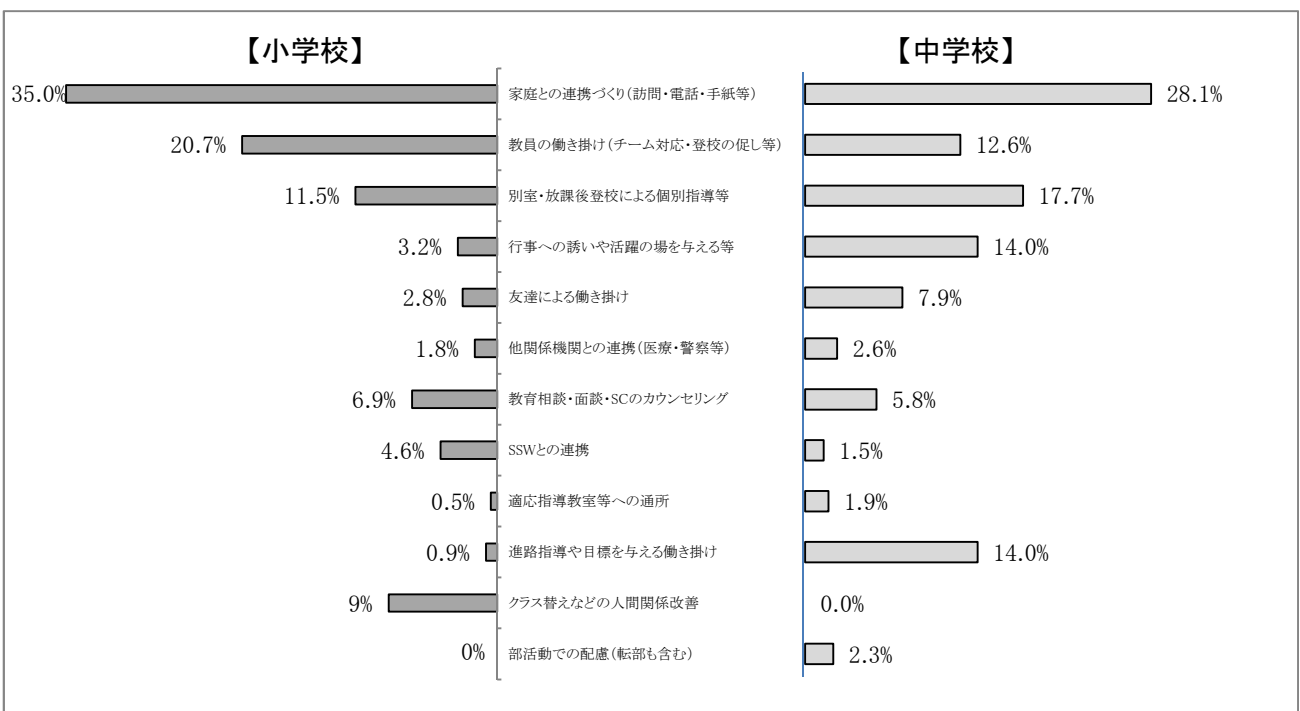
① 小・中学校別改善状況



② 改善の内訳について

区 分	校 種	【小学校】		【中学校】	
		人数	割合	人数	割合
家庭で過ごしていたが、学校に登校するようになった(別室登校含む)		243人	72.7%	859人	73.3%
家庭で過ごしていたが、別施設登校(適応指導教室等)するようになった		20人	6.0%	130人	11.1%
別施設登校(適応指導教室等)していたが、学校に登校するようになった(別室登校含む)		5人	1.5%	39人	3.3%
その他 (1, 2週間に1度、親と放課後登校するようになった等)		66人	19.8%	144人	12.3%
	合 計	334人	100%	1,172人	100%

③ 改善が見られた児童生徒に有効だった働き掛けについて（記述回答を類型化したもの・複数回答）



④ みやぎ子どもの心のケアハウスを設置している市町の改善状況について

【みやぎ子どもの心のケアハウスを設置している8市町】

石巻市, 塩竈市, 気仙沼市, 白石市, 大河原町, 七ヶ浜町, 美里町, 南三陸町

○ みやぎ子どもの心のケアハウスを設置している市町で、児童生徒の不登校の改善率が高い傾向にある。

【みやぎ子どもの心のケアハウスを設置している8市町と県の平均改善率の比較】

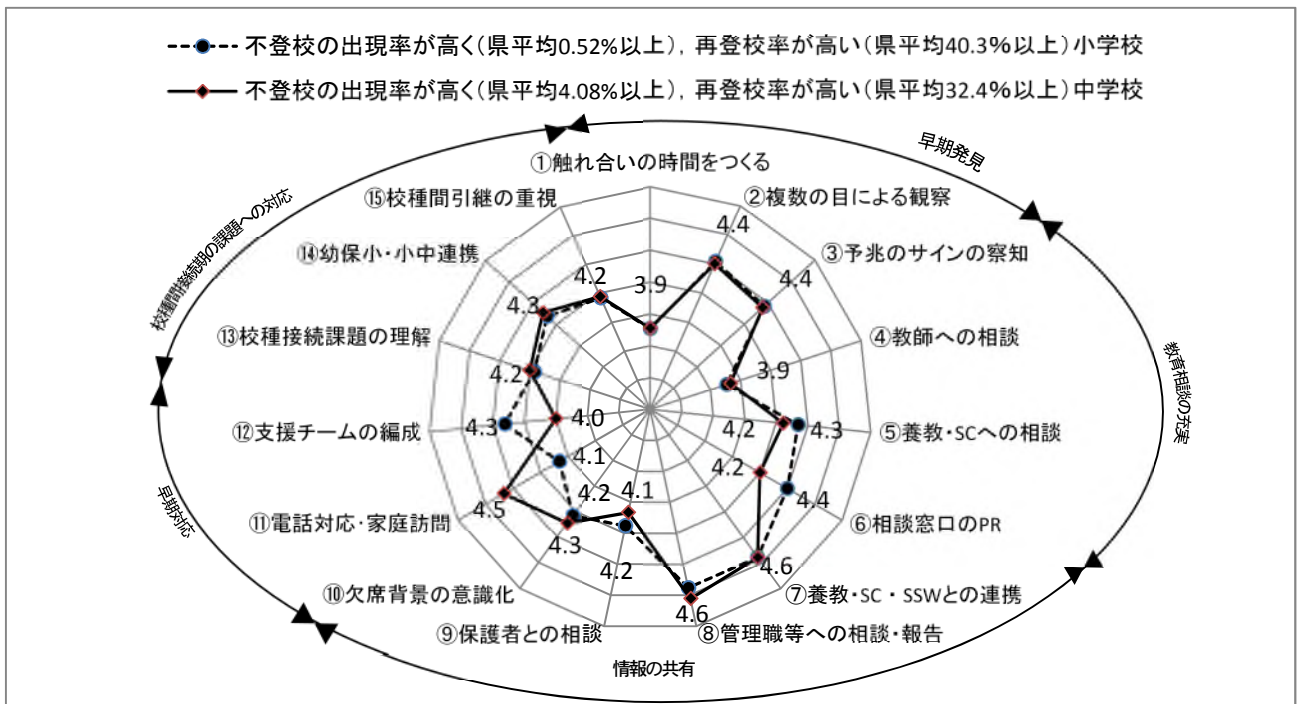
	8市町平均改善率	県平均改善率	増減
小学校	62.9%	54.8%	+8.1
中学校	50.6%	45.9%	+4.7

※改善率…不登校児童生徒数に対する不登校の状況に改善が見られた児童生徒の割合

(例)「家庭で過ごしていたが別室登校をするようになった」「家庭で過ごしていたが適応指導教室に行くようになった」など

⑤ 不登校出現率が高い小・中学校の中で、再登校率の高い学校の早期発見・早期対応の取組について

※グラフの見方、再登校率については巻末の欄外を参照

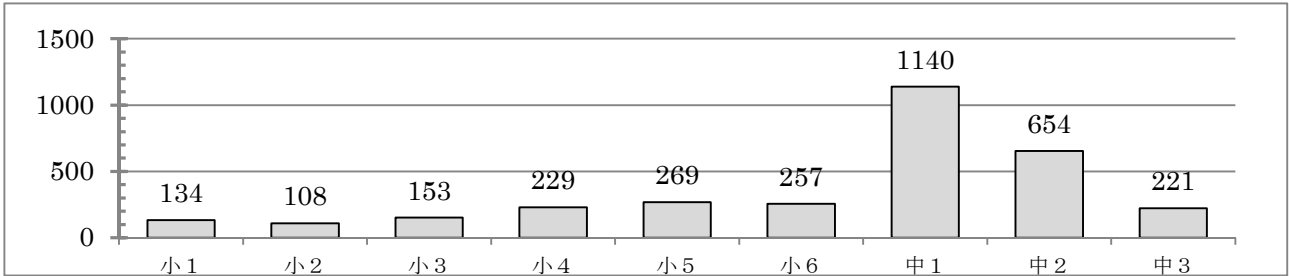


- 小・中学校ともに、早期発見・早期対応で「⑧気がかりな点はすぐに管理職や教育相談担当等と情報共有する体制ができていた」「⑦養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と積極的に連携した」に取り組んでいる学校で改善が見られる。
- 小学校では、「②子供たちを複数の目で見たり、教室以外での様子について情報を集めたりしていた」「③不登校予兆を意識するなど、子供のサインを見逃さない努力をしていた」「⑥子供や保護者に教育相談の窓口や電話番号を知らせていた」の数値が高い学校で再登校率が高くなっている。
- 中学校では、「⑩欠席1日目の電話対応、欠席2～3日目の家庭訪問等の早期対応を心掛けていた」の数値が高い学校で再登校率が高くなっている。

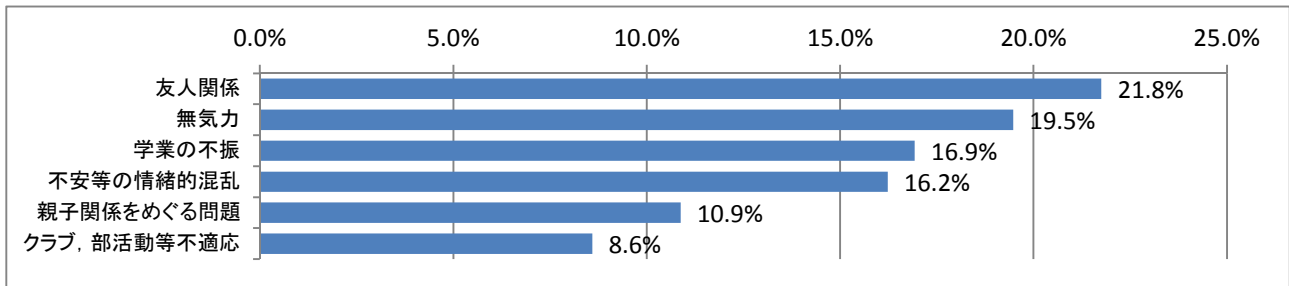
(5) 平成28年度における中1不登校の現状について

- 中1不登校は、全体の36.0%を占め、4年間同様の割合が続いており、大きな課題となっている。
- 中1不登校を生まないために、小小連携や小中連携により、人間関係づくりや学力向上等に重点的に取り組む必要がある。
- 中1不登校のうち、電話や家庭訪問、チーム体制などの初期対応、「適応指導教室等（みやぎ子どもの心のケアハウスを含む）」「スクールソーシャルワーカー」などの関係機関との連携により、46.7%の不登校生徒に何らかの改善が見られている。

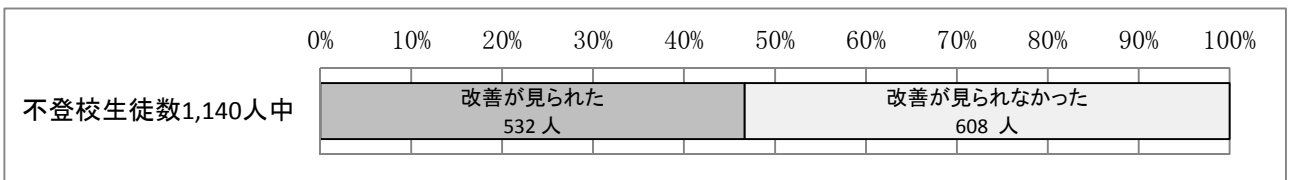
① 不登校になった学年について（単位：人）



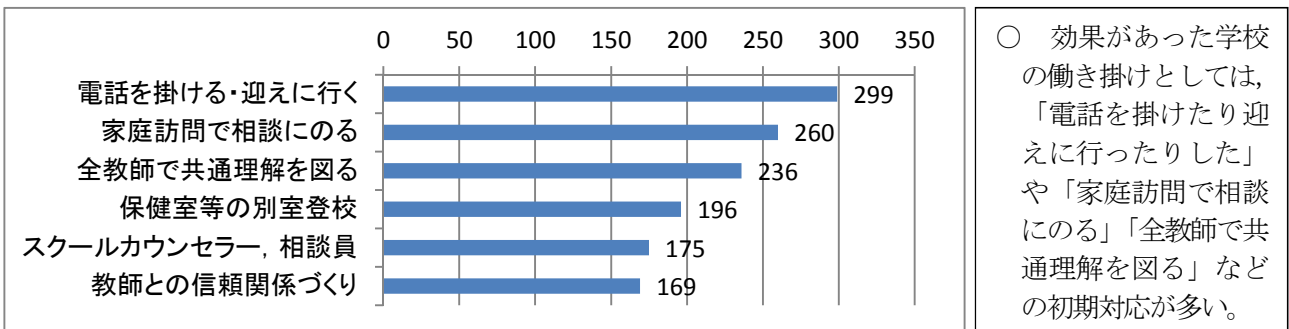
② 中1で不登校になった1,140人の不登校のきっかけ（複数回答）（上位6項目）



③ 中1不登校の改善状況

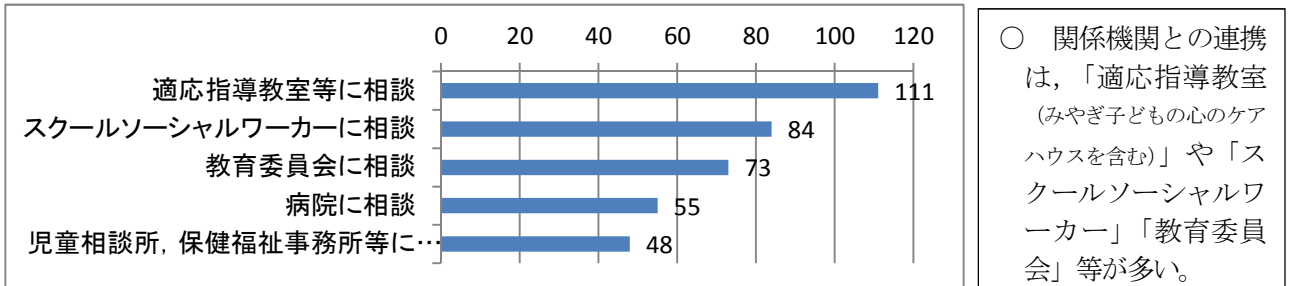


④ 改善が見られた生徒532人に対する学校の取組（複数回答）（単位：人）（上位6項目）



○ 効果があった学校の働き掛けとしては、「電話を掛けたり迎えに行ったりした」や「家庭訪問で相談にのる」「全教師で共通理解を図る」などの初期対応が多い。

⑤ 改善が見られた生徒532人に対する関係機関との連携（複数回答）（単位：人）（上位5項目）



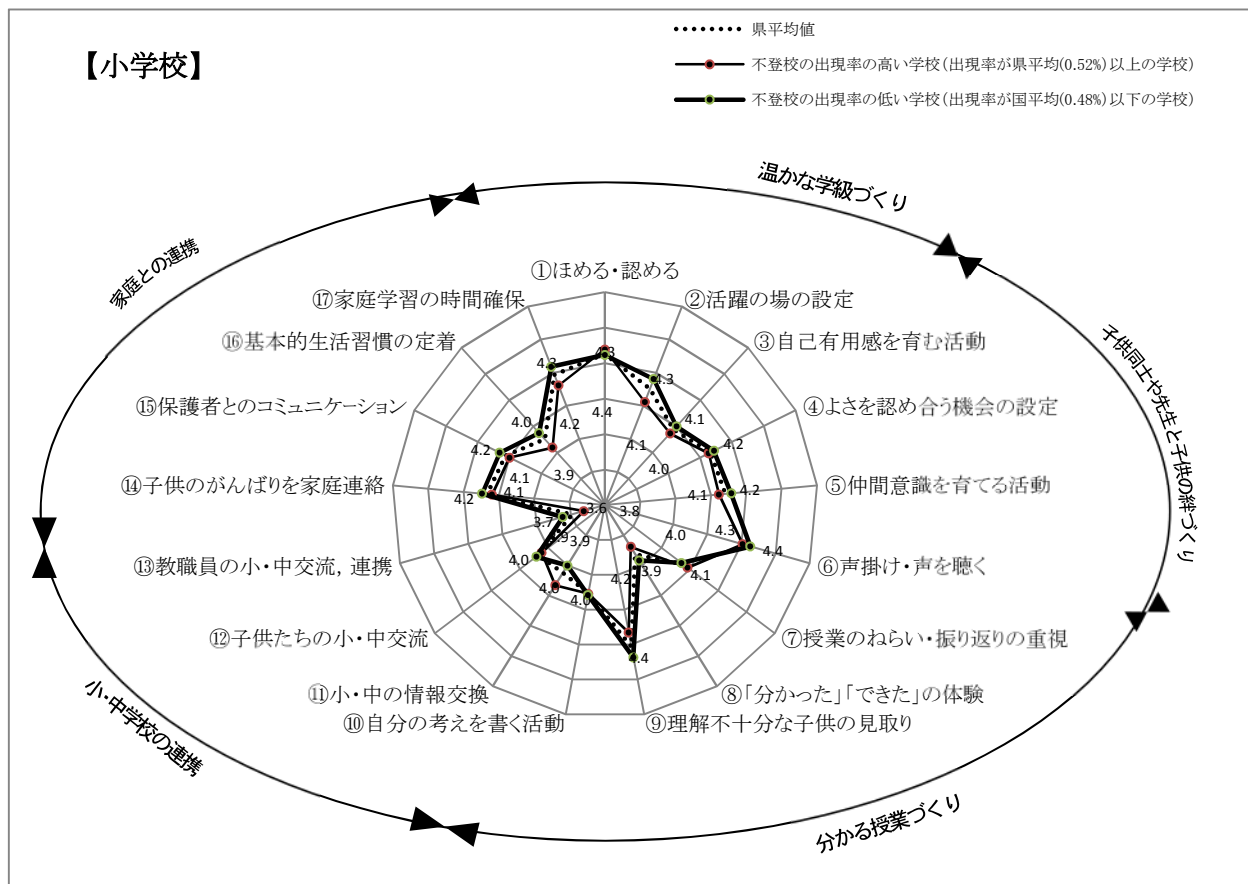
○ 関係機関との連携は、「適応指導教室（みやぎ子どもの心のケアハウスを含む）」や「スクールソーシャルワーカー」「教育委員会」等が多い。

(6) 不登校児童生徒に対する学校の取組について（学校調査より）

① 未然防止のための「魅力ある学校づくり」の取組について

【小学校】

- 小学校においては、「⑥どの子供にも積極的に声掛けし、子供の声に耳を傾けていた」「⑨理解の不十分な子供を見付け、分かる授業づくりに努めていた」の数値が高い。
- 「⑧どの子供にも『分かった』『できた』という成功体験を味わわせていた」「⑬教職員による小・中学校間の交流や連携ができていた」の数値が低く、特に不登校の出現率の高い学校はさらに低くなっている。



- 不登校の未然防止として、子供たちに達成感を味わわせたり、教職員が小中連携に取り組んだりすることが必要である。

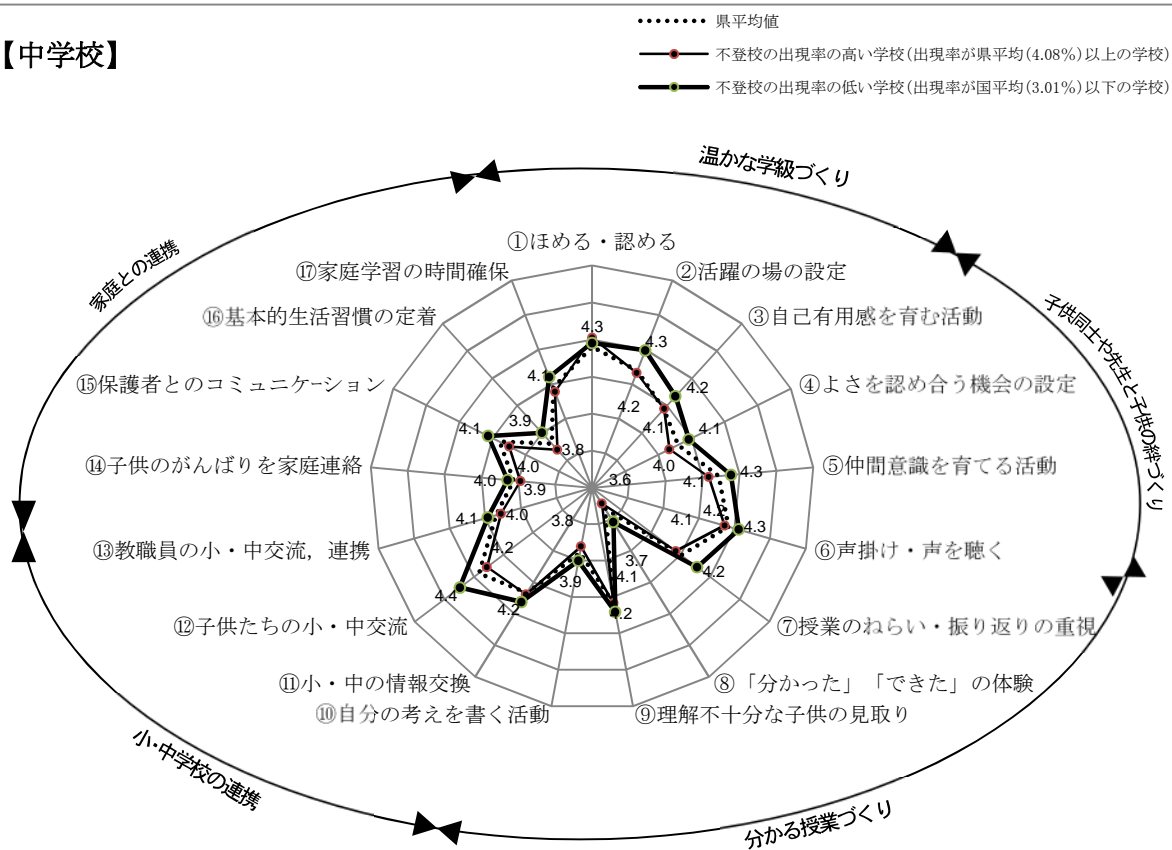
【効果的な取組例】

- 「生徒指導の機能を生かす視点からの授業づくりのポイント」を作成し、授業者が共通の意識をもって授業の中で具体的に子供たちに働き掛けた。
 (例) ・一人一人に目を配り、全員が参加できるように配慮する。
 ・活躍できる児童を固定化せず、全ての児童を授業場面で生かす。
- 3学期に中学校生徒指導部の職員（生徒指導主事等）が学区内小学校を訪問し、6年生の授業を参観。その後に6年生担当職員、生徒指導担当職員と綿密な情報交換を行った。

【中学校】

- 中学校においては、「①子供のよいところを積極的にほめたり、認めたりしていた」「⑫体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流ができていた」の数値が高い。
- 「⑧どの子供にも『分かった』『できた』という成功体験を味わわせていた。」「⑯家庭と連携しながら基本的な生活習慣の定着をどの子供にも図っていた」の数値が低い。
- 不登校の出現率が低い中学校と高い中学校を比べると、「⑤仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れていた」「⑫体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流ができていた」等に差が見られる。

【中学校】



- 不登校の未然防止として、子供たちに達成感を味わわせたり、家庭と連携した取組をしたりすることが必要である。

【効果的な取組例】

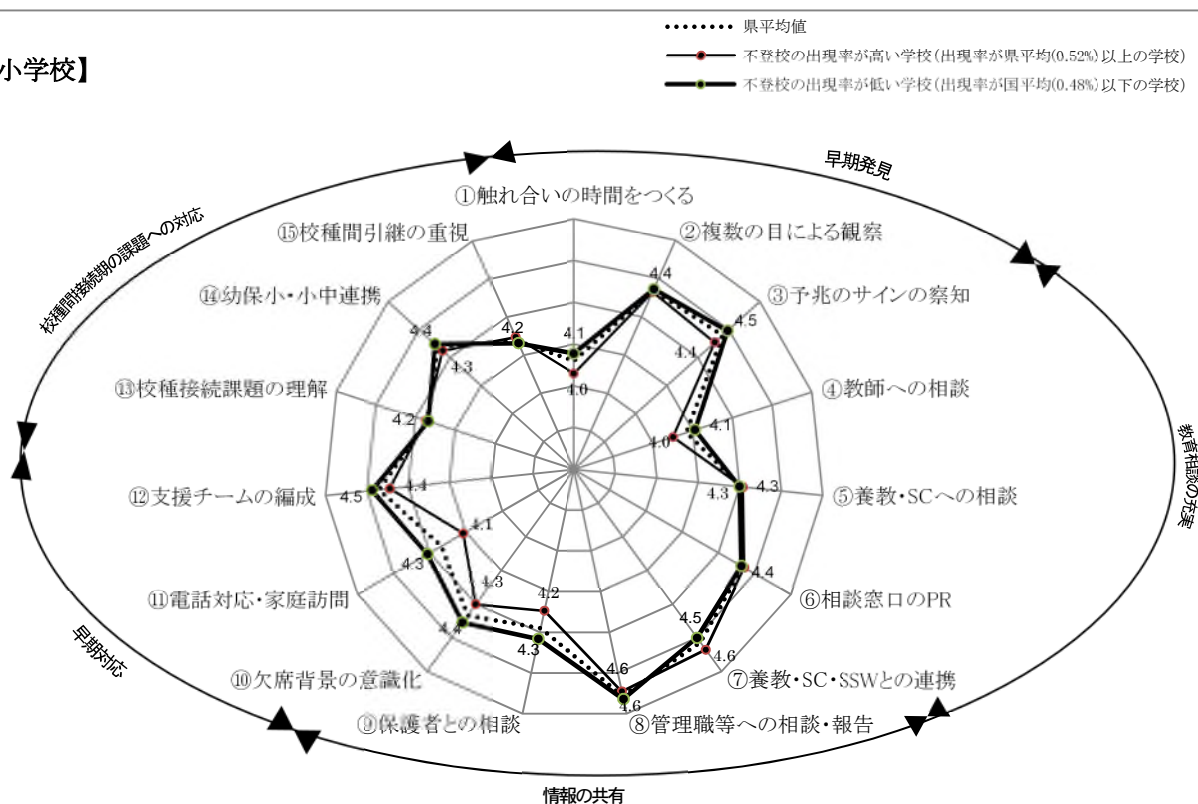
- 「学力向上に向けた5つの提言」をベースにした授業における「〇〇中スタンダード」を作成し、実施した。授業で提出されたワークシートには教師のコメントを必ず記入するなど、どの教科でも「ほめる」「認める」を意識した授業を展開した。
- 地域学習、農業体験学習、職場体験学習等、地域の機関や企業等と連携した学校行事を実施し、学校、家庭、地域で生徒を育む体制を構築した。

② 早期発見・早期対応に係る取組

【小学校】

- 小学校においては「⑧気掛かりな点は、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告する体制ができていた」「⑦子供は養護教諭やスクールカウンセラーにすぐに相談できるようになっていた」の数値が高い。
- 「①子供といっしょに遊んだり、話したりする触れ合いの時間をつくっていた」「④子供と信頼関係ができており、子供は悩みなどを相談してきていた」が低い。
- 不登校の出現率の低い小学校と高い小学校を比べると「⑪欠席1日目の電話対応、欠席2～3日目の家庭訪問等の早期対応を心掛けていた」等に差が見られる。

【小学校】



- 子供たちと触れ合う時間を確保したり、分かる授業づくりや温かい学級づくりに取り組んだりして、これまで以上に信頼関係をつくる必要がある。

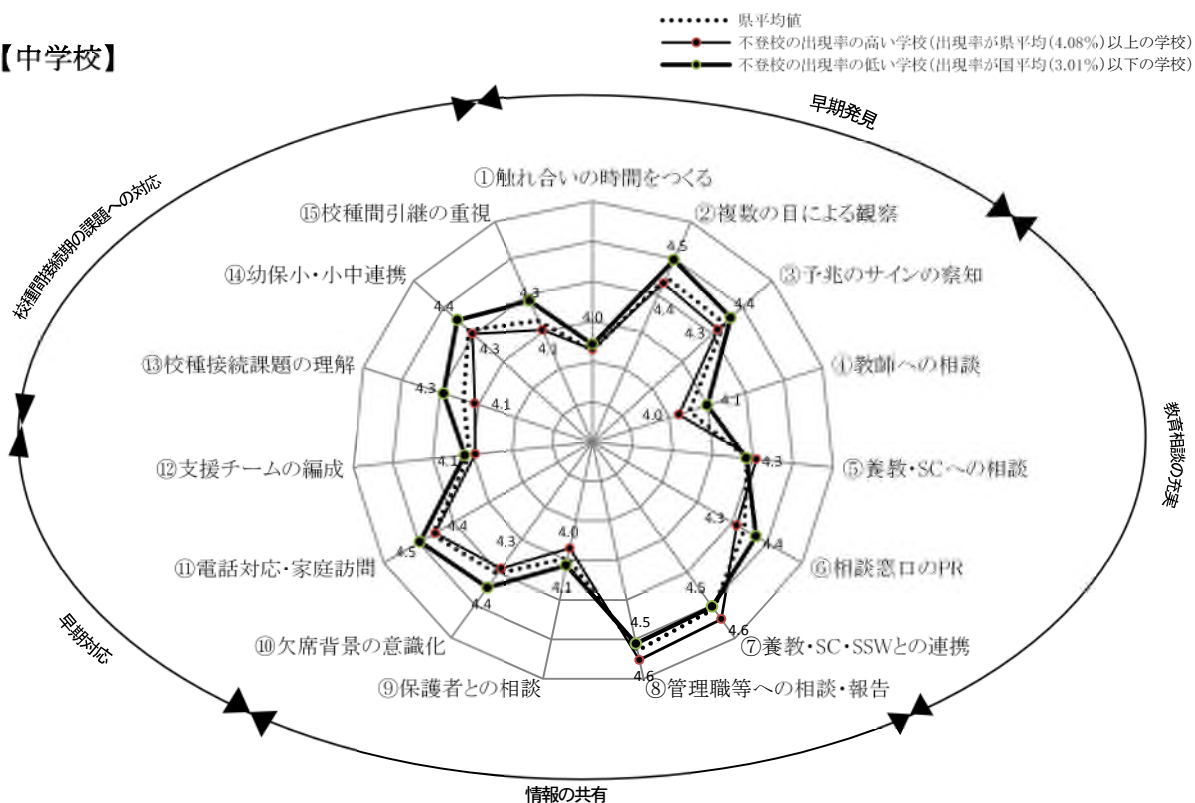
【効果的な取組例】

- 学級の子供たち全員と面談を行い、一人一人の話を聞き出し、現在の様子や悩みなどに耳を傾ける機会をつくった。
- 月に数回、放課後学習の時間を確保し、個の状態に合わせた補充学習を行った。欠席しがちな子供で学習の遅れが目立つ子供などに対応した。

【中学校】

- 中学校においては、全般的に「⑧気掛かりな点は、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告する体制ができていた」「⑦養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と積極的に連携していた」の数値が高い。
- 「①子供といっしょに遊んだり、話したりする触れ合いの時間をつくっていた」等の数値が低い。
- 不登校の出現率の低い中学校と高い中学校を比べると、⑬⑭⑮の「校種間接続期の課題への対応」に差が見られる。

【中学校】



- 早期発見・早期対応のために、子供たちと触れ合う時間の確保、相談体制の整備、関係機関との連携等に取り組んでいく必要がある。

【効果的な取組例】

- 友達との関わりに悩んでいる生徒には、行事を通して関わりを持たせるために先を見通して役割を与え、長期休業中の学級の活動（行事準備）に参加させた。それにより、休業後の登校につながった。また、学業不振で悩んでいる生徒には、長期休業中に個別指導の場を設定し、学習への自信を持たせた。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を教育相談担当が調整することで、的確な相談業務の運用につながった。また、ケース会議に町教育委員会担当、みやぎ子どもの心のケアハウス担当が定期的に参加し情報交換を行うことで、改善に向けた役割が明確になり個に応じた対応が可能になった。
- 別室登校や時間外登校等、登校時の生活プログラムを作成した。また、ケース会議を随時開いて登校や復帰に向けたプログラムを作成し、PDCAサイクルで検証、改善を行った。それを「不登校生徒対応記録簿」に記入、蓄積し、効果のある方法を職員で共有した。

6 県教委としての対応

今回の調査においては、本県における不登校問題改善のための実効的な施策立案に資する目的で、小学校や中学校の校種別・学年別などの観点等から分析を行った。

調査結果から、不登校のきっかけや継続の要因等の傾向、中1不登校を焦点化した分析、不登校の改善の参考になる働き掛けや学校の取組について把握できた。分析結果を踏まえ、学校の取組として自己有用感や自己肯定感を育む学校づくりや、関係機関との連携をさらに推進することが重要である。

なかでも、「みやぎ子どもの心のケアハウス」を設置した市町における効果的な取組を踏まえ、心のケア・いじめ・不登校等対策支援チームの取組の継続により、不登校児童生徒と保護者の支援に向けて、本事業の拡充に努め、学校を外から支援していく。また、今回の調査結果を踏まえて、市町村教育委員会やPTA、保健福祉部局等と連携し、以下のような取組を一層推進する。

(1) 各学校における組織的な対応の推進

- ・ 校長会議やいじめ・不登校対策担当者等の研修会における現状認識の共有と組織的対応の促進

(2) 学校を外から支援する体制の強化

- ・ 心のケア・いじめ・不登校等対策支援チームによる学校訪問等の実施
- ・ 初期段階の的確なアセスメント（見立て）への専門家の活用及び関係機関との連携の支援（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童生徒の心のサポート班、保健福祉部局等）
- ・ 児童生徒一人一人の背景等を把握した個別のケア（支援計画等活用）の推進
- ・ 「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の拡充

(3) 行きたくなる学校づくり

- ・ 「子供の声を聴き、ほめ、認める授業づくり」「子供が互いに認め合う学級づくり」
- ・ 家庭や地域と連携し、自己有用感を高める「志教育」の一層の推進

(4) 幼保・小・中・高の更なる連携強化

- ・ 申し送り個票等を活用した、校種間の確実な引継（幼児、児童生徒）の促進
- ・ 校種を越えた平時からの情報交換の実施

・平成26年度のデータに仙台市は含まない。

・【(4) ⑤や(6)のグラフの見方】

「未然防止に係る魅力ある学校づくり」、「早期発見・早期対応」について、自校の取組を5段階で評価した。評価は、「5…十分できている、4…ある程度できている、3…どちらともいえない、2…あまりできていない、1…できていない（検討中、準備中）」の5段階で設定した。不登校の出現率が高い学校と不登校の出現率が低い学校の取組状況の比較にあたっては、不登校の出現率が県平均以上の学校の平均値と全国平均以下の学校の平均値を比較した。

・再登校率…不登校児童生徒数に対する年度内に学校に登校できるようになった児童生徒の割合

平成30年度宮城県立中学校入学者選抜出願者数について

1 出願期間 平成29年12月4日（月）～12月8日（金）午後3時
（郵送は午後4時）

2 募集定員 各校105人

3 出願者数及び出願倍率

校名	募集定員	出願者数	出願倍率
宮城県仙台二華中学校	105人	465人 (男 225人, 女 240人)	4.43倍
宮城県古川黎明中学校	105人	204人 (男 69人, 女 135人)	1.94倍

4 適性検査

(1) 実施日 平成30年1月6日（土）午前8時30分～

(2) 会場 ○ 宮城県仙台二華中学校・高等学校
○ 宮城県古川黎明中学校・高等学校

(3) 内容 総合問題, 作文, 面接

(4) 結果通知 平成30年1月12日（金）

<参考>

平成29年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数

校名	募集定員	出願者数	出願倍率
宮城県仙台二華中学校	105人	430人 (男 175人, 女 255人)	4.10倍
宮城県古川黎明中学校	105人	231人 (男 86人, 女 145人)	2.20倍

気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について

1 事業概要

東日本大震災により甚大な被害を受けた気仙沼向洋高等学校につき、気仙沼市内陸部において平成29年度末の完成を目指し、新校舎建設を進めているもの。

建設地	気仙沼市長磯牧通地内
敷地面積	約6.0ヘクタール
建設規模	校舎棟 鉄筋コンクリート造 4階建 実習棟 鉄骨造 2階建 生徒会館 鉄骨造 2階建 屋内運動場 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建 ほか 延床面積13,463㎡ グラウンド（野球場，ラグビー場ほか） 27,874㎡

2 これまでの経緯

- 平成23年 5月 学科ごとに気仙沼西高校，本吉響高校，米谷工業高校の3校に分かれて教育活動を再開
- 1 1月 気仙沼高校第二運動場に仮設校舎設置・移転
- 平成24年 1月 内陸部での再建，平成29年度末を目途に新校舎の建築を進める方針を決定，移転候補地の検討開始
- 7月 第1回地元説明会（事業説明）
- 1 0月 移転候補地の測量に着手
- 1 1月 移転候補地の地質調査・造成工事基本設計に着手
- 平成25年 3月 第2回地元説明会（事業説明）
- 5月 地権者への説明，用地交渉開始
- 1 2月 用地買収完了（地権者25人）
- 平成26年 8月 造成工事基本設計完了
- 1 0月 造成工事实施設計に着手
- 1 2月 建築工事实施設計に着手
- 平成27年 9月 開発行為協議書提出
- 1 0月 開発行為承認，造成実施設計完了
- 1 1月 造成工事着手
- 平成28年 1 1月 造成工事（敷地全体）竣工
- 1 2月 建築工事着手

3 現在の進捗状況

平成30年4月からの供用開始に向けて土木部と連携し工事を進めてきたが、平成30年6月下旬まで工期の延期を余儀なくされ、供用開始が7月上旬となる見込みとなった。そのため、引越しを含めた新校舎への移転完了が8月下旬までかかる見込みとなった。

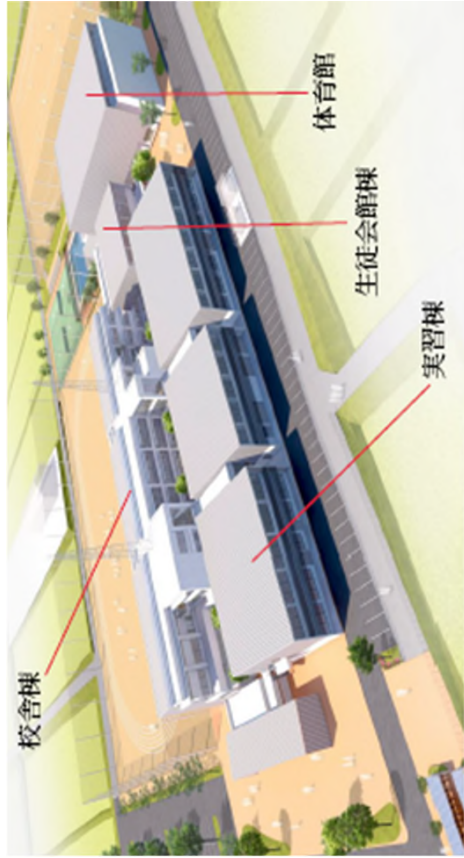
その要因としては、敷地造成工事において、ボーリング調査に基づき設計し工事に着手したが、想定以上に広範囲な地盤改良が必要であることが判明した。そのため、改良方法等を検討して工事を進めたが、竣工が約2か月遅れ、建築工事の完了に影響が生じたもの。

4 今後の対応

新校舎への移転が遅れることにより、年度途中での引越しや通学条件が変わるなど、生徒、保護者、教職員等の学校関係者に新たな負担が生じることや、現在仮設校舎がある気仙沼高校第二グラウンドの供用開始が遅れるなどの影響があること、また、来年度に入学を目指す受験生への影響も懸念されることから、関係する高校及び関係機関と連携を密にし、関係者へ丁寧な説明を行い理解を得るとともに、教育庁を挙げて必要な対策を講じる。

宮城県気仙沼向洋高等学校校舎等災害復旧工事

気仙沼向洋高等学校 外観パース



気仙沼向洋高等学校 位置図



気仙沼向洋高等学校 全体配置図



スポーツ関係団体の合併について

1 概要

公益財団法人宮城県体育協会と公益財団法人宮城県スポーツ振興財団がこれまで個別に行ってきたスポーツに関する事業展開や情報発信を一元化し、県民スポーツの一層の振興を図るため、両団体において合併に向けた手続が進められている。

2 合併の背景

現在、スポーツには、健康寿命の延伸、観光とも結びついた地域おこし、震災復興の絆を強くするイベントの開催など、競技・生涯スポーツの枠を超えた幅広い展開が求められている。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、スポーツの価値を活用し、「スポーツの力」による県民の健康増進や地域活性化を更に図ることが求められている。

こうした社会背景に対応するため、組織の統合により事業間の連携を強化し、効果的に実施することにより、県民スポーツの一層の振興を図るものである。

3 合併効力発生日

平成30年4月1日

4 合併後の名称

公益財団法人 宮城県スポーツ協会

5 これまでの経過

平成29年	1月11日	宮城県スポーツ関係団体合併検討会議を設置
平成29年	5月17日	宮城県スポーツ関係団体合併協議会を設置
平成29年	10月30日	合併契約の締結
平成29年	11月27日	宮城県知事あて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく変更認定申請を提出

6 今後の予定

平成29年	12月25日	県の公益認定等委員会における審議
平成30年	3月末まで	宮城県知事による変更認定

宮城県体育協会と宮城県スポーツ振興財団の合併による効果

【現状と課題及び方向性】

現在、スポーツは、健康寿命の延伸、観光とも結びついた地域興し、震災復興の絆を強くするイベントの開催など、競技・生涯スポーツの枠を超えた幅広い展開が求められている。一方、本県スポーツの現状は、子どもの体力・運動能力や成人のスポーツ実施率などに課題を抱えているところである。こうした社会情勢や課題に適切に対応するため、両団体の合併により、事業展開や情報発信の一元化を図るとともに、組織体制を整備することにより、県民スポーツの一層の振興を図るものである。

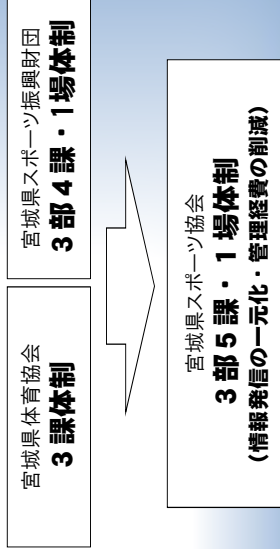
合併によるスポーツ振興の充実・強化

両団体が個別に行ってきたスポーツ関連事業について、組織の統合により事業間の連携を強化することで、下記①～③のとおり各事業が効果的に実施される。

【事業間の連携強化】

宮城県体育協会の事業	宮城県スポーツ振興財団の事業
<ul style="list-style-type: none"> ・競技力向上の推進に関する事業 (国体選手等の強化、ジュニア選手の育成強化) ・生涯スポーツの推進に関する事業 (地域スポーツの普及支援、総合型スポーツクラブの育成支援、公認スポーツ指導者の育成、スポーツ少年団の育成等) ・組織の連携強化に関する事業 (加盟団体の運営指導、障がい者スポーツの支援) など ・表彰・広報に関する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・県有体育施設の管理運営 (スタジアム、サッカー場、総合体育館、総合プール、テニスコート、合宿所、第二総合運動場等) ・県有体育施設を活用したスポーツ・レクリエーションイベント ・プロスポーツ団体と連携したスポーツ教室 など

【組織の統合】



① 競技スポーツの強化支援体制の推進

○ 幼児や小学生を対象としたスポーツとのふれ合いや、ジュニア期からのアスリート発掘・育成の支援を一体的に行うことができる強化支援体制を構築し、競技力の一層の向上を図る。

- 【 関 連 事 業 】
- ・宮城県体育協会
ジュニア選手トレーニングセンター事業
競技団体強化事業 (ほか)
 - ・宮城県スポーツ振興財団
キッズ体育スクール・運動会必勝塾
スポーツクリニック (ほか)

② 生涯にわたるスポーツ活動の推進

○ 加盟団体等との連携により、県有体育施設を活用したスポーツ・レクリエーションイベントの充実を図り、県民が各世代に応じたスポーツ活動に取り組む機会を創出し、健康の維持増進を実現する。

- 【 関 連 事 業 】
- ・宮城県体育協会
各種スポーツ指導者養成事業
スポーツ少年団事業 (ほか)
 - ・宮城県スポーツ振興財団
幼児運動指導者講習会
宮城ヘルシー支援事業・生涯スポーツ出前講座 (ほか)

③ 地域のスポーツ環境の整備とプロスポーツとの連携

○ 地域のスポーツ関係団体との連携や、プロスポーツ選手の招聘などにより地域のスポーツイベントの盛り上げを図り、スポーツの力による地域活性化を促進する。

- 【 関 連 事 業 】
- ・宮城県体育協会
地域スポーツクラブ普及推進事業
みやぎ広域スポーツセンター事業 (ほか)
 - ・市町村体育協会全体研修会事業 (ほか)
 - ・宮城県スポーツ振興財団
施設無料開放事業
スポーツ情報提供事業
仙台89ERSバスケットボール教室 (ほか)

参考資料 (両団体の会議資料より)

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団	H29.10.26	臨時理事会
〃	H29.11.15	臨時評議員会
公益財団法人宮城県体育協会	H29.11.20	臨時評議員会

高校生の冬山登山の事故防止に向けて

1 県教育委員会からの通知文の発出について

- (1) 平成29年4月17日付け
「春から夏にかけての登山活動について（通知）」
- (2) 平成29年12月4日付け
「高校生の冬山登山の事故防止について（通知）」

2 冬山登山についての基本的な考え方について

- (1) 冬山登山についての基本的な考え方
高校生については原則として冬山登山は行わないなど
- (2) 冬山登山を実施する場合の5条件
安全な場所の確保と活動内容，指導者の条件整備，登山計画審査会の事前審査，学校長及び保護者の了解，生徒への事前指導
- (3) 実施上の留意点
保険加入，危機管理体制の確立，装備品，活動後の報告
- (4) 高校登山部指導者の質の向上等
部活動顧問教員等の指導者の研修機会の確保等

3 今後の登山部顧問の研修会について

- (1) 冬山顧問研修会Ⅰ
日程 平成30年1月13日（土），14日（日）
会場 後烏帽子岳・みやぎ蔵王えぼしリゾート（刈田郡蔵王町）
内容 雪崩現象・安全行動原則等に関する座学，積雪観察・行動判断等に関する実技
- (2) 冬山顧問研修会Ⅱ
日程 平成30年3月3日（土），4日（日）
会場 国立花山青少年自然の家（栗原市花山）
内容 安全登山普及指導者中央研修会（平成29年11月開催），高等学校安全登山指導者研修会（平成29年12月開催予定）の研修内容の伝達，実技研修等

写

ス 号 外

平成29年12月4日

各県立高等学校長 殿

スポーツ健康課長

(公 印 省 略)

高校生の冬山登山の事故防止について (通知)

このことについては、今年3月栃木県において発生した高校生の雪崩事故を受け、平成29年4月17日付けス号外「春から夏にかけての登山活動について (通知)」により、安全な登山活動についての徹底をお願いしてきたところです。これまで県教育委員会と県高等学校体育連盟登山専門部とで話し合いを重ね、別添のとおり「冬山登山についての基本的な考え方等」を作成しました。

つきましては、別添及び、平成29年12月1日付け29ス庁第459号「冬山登山の事故防止について (通知)」を踏まえ、より一層安全に留意して登山活動を行うようお願いします。

なお、県高等学校体育連盟登山専門部主催により登山部顧問の研修会が、下記のとおり実施される予定ですので、顧問教員の参加について配慮願います。

記

1 冬山顧問研修会 I

日程：平成30年1月13日 (土)、14日 (日)

会場：後烏帽子岳・みやぎ蔵王えぼしリゾート (刈田郡蔵王町)

内容：雪崩現象・安全行動原則等に関する座学、積雪観察・行動判断等に関する実技

2 冬山顧問研修会 II

日程：平成30年3月3日 (土)、4日 (日)

会場：国立花山青少年自然の家 (栗原市花山)

内容：安全登山普及指導者中央研修会 (平成29年11月開催)、高等学校安全登山指導者研修会 (平成29年12月開催予定) の研修内容の伝達、実技研修等

担当：学校安全体育班

松崎, 佐藤

TEL：022 - 211 - 3667

FAX：022 - 211 - 3796

冬山登山についての基本的な考え方等

宮城県教育庁スポーツ健康課

1 冬山登山についての基本的な考え方

- (1) 冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、雪崩等に伴う転滑落、低体温症等の遭難事故が発生する可能性のある環境下で行う活動のこと。
- (2) 高校生については、これまでどおり原則として冬山登山は行わないこと。
- (3) 例外的に、冬山登山を実施する場合であっても登頂を目的とした活動は行わないこと。本県においては、春山、夏山の時期であっても雪上での活動を伴う場合があり、雪上歩行等の技術習得が必要であるとの観点から、歩行技術（歩き方、ラッセル等）や生活技術（幕営、炊事等）など安全登山のための基礎的な内容の習得を目的とすること。

2 冬山登山を実施する場合の5条件

- (1) 適切かつ安全な場所での基礎的な内容にとどめること
- (2) 指導者の条件を整えること
 - ・必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人（リーダー）は冬山のような厳しい環境での登山について豊富な知識と経験を有する者であること。
 - ・指導者は、一定の資格を有していることが望ましい。資格に準ずるものとして、研修会の履修とともに冬山経験を有していることが望ましい。
- (3) 登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること
 - ・登山を計画する高等学校、又は県高体連等は、事前に登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること。（別紙参照）
- (4) 学校長及び保護者の了解を得ること
- (5) 生徒への事前指導等を実施すること

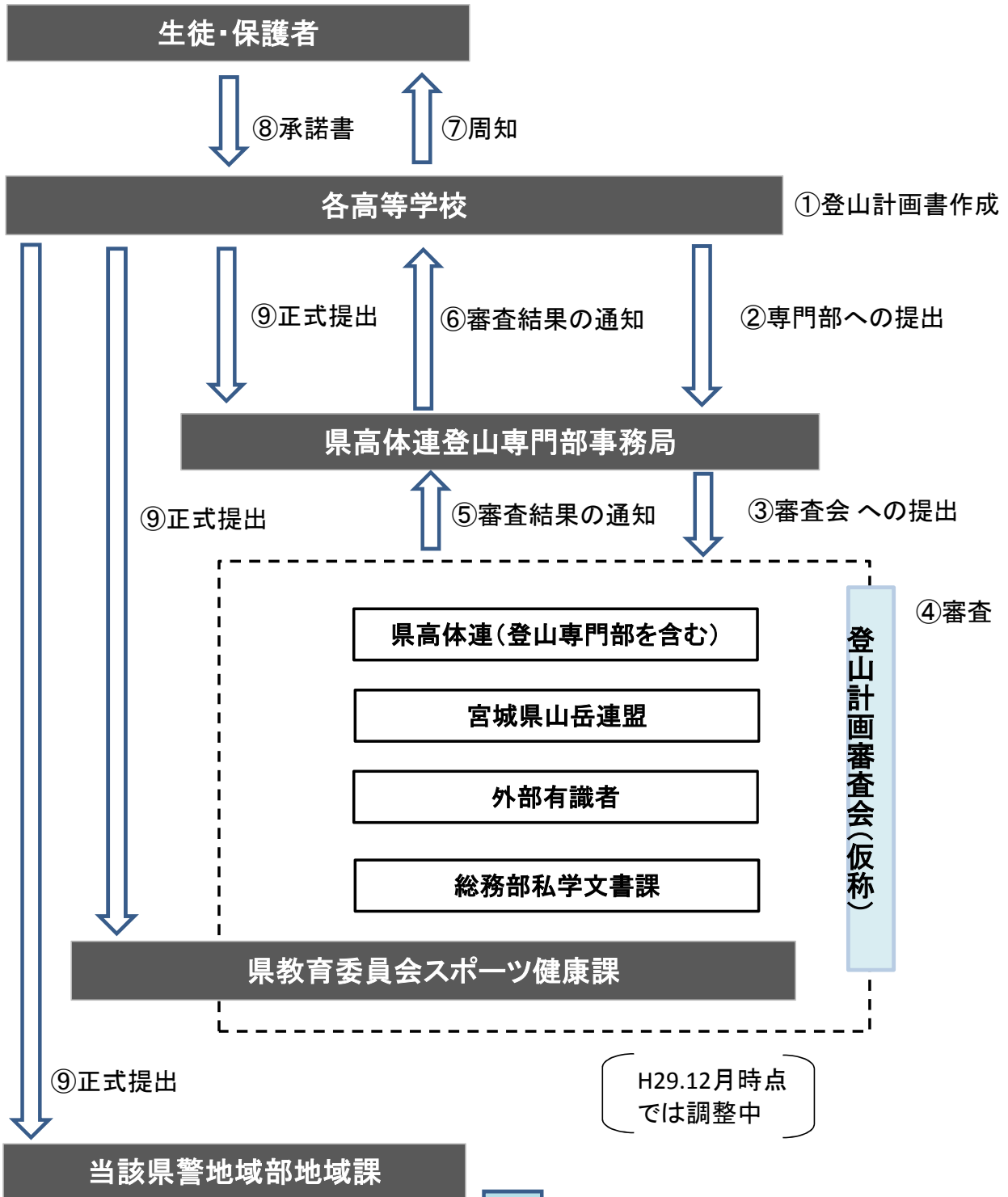
3 実施上の留意点

- (1) 保険加入 → 全ての参加者は山岳保険に必ず加入すること
- (2) 危機管理体制の確立 → 事故発生時対応マニュアルや緊急連絡先を作成すること
- (3) 装備品 → チェックリストをもとに冬山に必要な装備品を持参すること（別紙2「冬山登山の警告文」の冬山装備チェックリスト参照）
- (4) 活動後の報告 → 活動終了後、速やかに県教育委員会に活動報告を提出すること

4 高校登山部指導者の質の向上等

登山部を設置する高等学校の校長は、部活動顧問教員等の指導者の研修機会を確保するとともに、研修会への参加に配慮を行うこと。

登山計画書(山行届)の提出



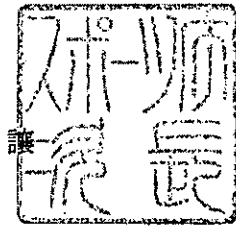
- ・ 安全な実施
- ・ 活動報告



29ス庁第459号
平成29年12月1日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長 殿
構造改革特別区域法第12条1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
公益社団法人日本山岳・
スポーツクライミング協会会長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長
今里



(印影印刷)

冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、本年3月に栃木県那須町において発生した雪崩に伴い高等学校の生徒7名及び引率教員1名が亡くなるという事故を受けて、スポーツ庁では、本年9月に「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」を設置し、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第1学年から第3学年までに属する生徒（以下、「高校生等」という。）の冬山登山の事故防止のための方策について、専門的な観点から検討を依頼し、本年11月28日、別紙1のとおり、報告書を取りまとめたいただきました。

本報告書では、冬山登山は遭難事故の発生の可能性がある非常に厳しい環境下で行われる活動であることから、高校生等は、引き続き、原則として冬山登山は禁止とし、例外的に実施する場合には、豊富な知識と経験を有する指導者が必要であることはもとより、計画の事前審査を行うなど万全の安全対策が不可欠であると改めて確認されるとともに、今後の事故防止のための方策について具体的に提案されました。

スポーツ庁としては、本報告書を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしており、貴職におかれましても、別紙1を参考にしながら、高校生等については、下記のとおり原則として冬山登山は行わないよう、引き続き御指導願います。

また、近年、一般の冬山登山者は年々増加し、冬山における山岳遭難発生件数は増加傾向にあります。さらに、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙2「冬山登山の警告」を関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中

等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)並びに域内の市区町村教育委員会に対して、株式会社立高等学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した高等学校に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

記

1. 高校生等の冬山登山の原則禁止

高校生等については、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不十分であるため、冬山における安全を確保することは極めて難しいので、原則として冬山登山は行わないこと。

冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪・積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭難事故等が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。

なお、これには、各都道府県高等学校体育連盟(以下、「都道府県高体連」という。)が主催する登山や登山に関する講習会等を含み、スキー場のコース内におけるスノースポーツ(*)を除く。

(*)スノースポーツとは、スキー、スノーボード、チェアスキーその他の雪上のスポーツや遊びのこと

2. 高校生等が例外的に冬山登山を実施する場合の条件及び留意点等

高校生等の登山の教育的意義の観点から、例外的に冬山登山を実施する場合には、次に掲げる実施するために必要な条件等を整えること。また、実施に当たっては、別紙1の「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について(平成29年11月28日、高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議)」を踏まえること。

【実施するために必要な条件等】

①適切かつ安全な場所での基礎的な内容にとどめること

活動場所については、冬山登山の獲得目標を踏まえ、そのために適切な場所であるかを十分に複数で検討すること。その上で時期、気象状況、地形、斜度、積雪量、参加生徒と指導者の技量やバックアップ体制の充実程度などから選定すること。また、活動内容は安全登山のための基礎的な内容であり、登頂を目的とはせず、歩行技術(歩き方、ラッセル等)や生活技術(幕営、炊事等)等の習得を目的とする活動とすること

②指導者の条件を整えること

冬山登山の実施に当たっては、必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人(リーダー)は、冬山のような厳しい環境下での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る資格を有していることが望ましい。なお、資格に準じるものとしては、国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会の履修とともに、一定の難易度以上の積雪期登山のリーダー経験を有し、継続的に活動していることが望ましい。

また、リーダー以外の引率者においても、登山に係る研修会・講習会に積極的かつ継続的に参加するなど、自ら資質向上に努めること。

③登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること

冬山登山を実施する高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）又は都道府県高体連等は、事前に登山計画（活動目的、活動場所（山域、ルート）、活動内容、参加生徒等の活動経験、引率者・指導者の体制と資質、装備内容、荒天時の対策、緊急時の対策等）を作成し、各都道府県において設置する登山計画を審査する組織（登山計画審査会（仮称））の審査を受けるものとする。なお、審査対象としては、都道府県高体連が主催する講習会等も含めること。

各都道府県教育委員会、各都道府県私立学校主管部局及び都道府県高体連は、各機関が連携して地元の登山の専門家など外部有識者を含めた登山計画審査会（仮称）を設け、高等学校等又は都道府県高体連等が実施する冬山登山の登山計画を総合的に審査し、必要に応じて改善を指示すること。なお、これを通じて、登山指導者の育成を図ること。

また、各国公立大学法人附属、市町村立及び株式会社立の高等学校等においては、高校生等が参加する登山計画について、所在する都道府県の教育委員会、私立学校主管部局及び県高体連等と連携するなどして、地元の山岳関係団体や登山専門家の助言を求めること。

④校長及び保護者の了解を得ること

冬山登山の登山計画を作成する者（部活動顧問教員又は都道府県高体連の関係者等）は、適切な獲得目標を設定し、必ず事前に可能性のある行動範囲と行動内容、荒天時の変更案などを盛り込んだ登山計画等を示し、参加する高校生等の校長及び保護者の了解を得ること。

⑤生徒への事前指導等を実施すること

各高等学校等において、登山部の指導者は登山計画の内容、留意すべき点、持ち物等について確認するとともに、考えられるリスク（危険）や対策等についても事前に指導しておくこと。併せて日頃の部活動の中で、冬山登山に必要な基礎的な知識、技術等に加えて、冬山登山の多様なリスクや安全確保についても指導しておくこと。

なお、高等学校等や都道府県高体連以外の団体が主催する高校生等以下が参加する冬山登山についても上記に準じて実施すること。

3. 高校登山部指導者の質の向上等について

高校生等の冬山登山を安全に実施するためには、冬山登山の活動中において部活動顧問教員等の指導者が気象条件等を踏まえて適切に判断することが必要であり、そのためには指導者各々の質の向上に取り組まなければならないことから、登山部を設置する高等学校等の校長、学校の設置者又は各自治体の関係者においては、部活動顧問教員等の指導者の研修機会を確保するとともに、研修会への参加に配慮を行うこと。

（本件担当）

【一般の登山に関すること】

スポーツ庁健康スポーツ課（内線 3939）

【運動部活動・学校行事に関すること】

スポーツ庁政策課学校体育室（内線 3777）

電話 03-5253-4111（代表）

宮城県美術館リニューアル基本方針（中間案）について

1 概要

宮城県美術館は、昭和56年の開館以来36年が経過し、施設設備の劣化、老朽化への対応とともに、建設当時とは異なる社会的要請や環境変化への対応が求められている。

このため、これからの美術館に求められる役割や機能を踏まえたりリニューアルの方向性について議論を重ね、今年3月に「宮城県美術館リニューアル基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定した。

今年度は、「基本構想」をさらに具体化した「宮城県美術館リニューアル基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定することとし、「宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置のうえ、有識者からの意見を聴取するとともに、基本方針策定のために必要な諸調査を専門業者に委託している。

2 基本方針

「基本方針」は、「基本構想」を踏まえ、建物の劣化度や改修履歴等の調査を行った上で、今後のソフト事業の内容を併せて検討し、建物改修の方向性について、さらに具体化するもの。

3 これまでの経過と今後のスケジュール

（1）これまでの経過

平成27～28年度	基本構想の検討
平成29年 3月	基本構想策定
平成29年 8月	第1回検討会議：基本方針のイメージについて
平成29年10月	第2回検討会議：基本方針（骨子案）について
平成29年11月～	アンケート調査、関係機関からの意見聴取
平成29年12月	第3回検討会議：基本方針（中間案）の検討

（2）今後のスケジュール

平成29年12月下旬～	中間案に対するパブリックコメントを実施
平成30年 1月	美術館フォーラムの開催
平成30年 2月	第4回検討会議：基本方針（最終案）の検討
平成30年 3月	基本方針策定

4 基本方針（中間案）の概要・・・別添のとおり。

5 県民からの意見聴取

今後、下記のとおり、パブリックコメントの実施やフォーラムの開催により、幅広く県民からの意見を聴取するとともに、さらに検討を重ね、今年度末までに基本方針をとりまとめる予定。

(1) アンケート調査・意見聴取

現在開催中の「フィンランド・デザイン展」の来館者等を対象にアンケート調査を実施。また、文化・芸術等の関係団体を訪問し、リニューアルに関する意見を聴取

(2) パブリックコメント

「基本方針（中間案）」について、平成29年12月下旬から平成30年1月中旬にかけ、パブリックコメントを実施

(3) 美術館フォーラム

美術館リニューアルについて県民に広くPRする機会とし、参加者とリニューアルの意義を考える

【参考：宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議委員】

区 分	所 属	氏名（敬称略）
教育庁	理事兼教育次長	西村 晃一
	宮城県美術館館長	有川 幾夫
美術館運営	いわき市立美術館館長	佐々木 吉晴
文化振興	（公財）宮城県文化振興財団理事長	宮原 賢一
経済・観光	仙台商工会議所専務理事	今野 薫
芸術家	画家，東北生活文化大学非常勤講師	及川 聡子
建築	東北大学大学院工学研究科教授	小野田 泰明
市町村	大衡村教育委員会教育長 兼大衡村ふるさと美術館長	庄子 明宏
学識者・利用者	元東北福祉大学教授	濱田 淑子



メインアプローチから見た宮城県美術館

コレクションの例：上段：高橋由一《松島図》
| 左下：ヴァシリー・カンディンスキー
《FER キャンペルのための壁画No.4》の習作
| 右下：パウル・クレー《パレッシオ・ヌア》

第1章 リニューアルの背景

はじめに

昭和56年に開館した宮城県美術館は、開館から35年を超え、各施設及び設備の老朽化が著しく進行しています。美術品を収集保存し広く公開することが、美術館の最大の使命です。県民の財産である文化財としての美術品を守り、未来に伝えるためには、その要となる展示・収蔵施設の全面的更新が不可欠になっています。

同時に、開館時と比べ、美術館に求められる役割は大きく変化し、新たな機能がこれまで以上に求められています。その実現のため、老朽化した部位の改修・更新に留まらない、施設全体の大幅なリニューアルが必要です。

宮城県では、平成29年3月に「宮城県美術館リニューアル基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定しました。本「宮城県美術館リニューアル基本方針」は、「基本構想」の実現に向けて、リニューアルの具体的な内容を示すものです。

第2章 リニューアルの目的と方向性

1 宮城県美術館の現状と課題

(1) 老朽化の状況

建物については各部で経年劣化が進んでおり、改修が必要です。設備に関しても法定耐用年数・更新推奨年数を超過しているものが多く、更新が必要な状況にあります。

(2) 今日的課題

宮城県美術館を取り巻く状況の変化には、主に以下のようなものがあります。

- **展覧会のあり方**：事業規模と展示規模の大型化や、「ここにしかない」価値をアピールする上での美術館のコレクションと常設展示の重要性の向上
- **地域における位置づけ**：増加した関連施設との、連携や役割分担の考慮
- **アートシーン**：日々めまぐるしく変化する美術表現への対応と追及の継続
- **美術館での過ごし方**：リラックス、情報取得、コミュニケーションなど、美術を介した幅広い体験ができる場としての機能への期待の向上
- **公共施設のあり方**：あらゆる人にとって快適な社会を実現するための合理的配慮の必要性と、そのための設備や機器の技術的な進歩
- **美術館と子どもの関係**：子どもが美術に触れる場としての役割への期待の高まり
- **周辺地域をめぐる人の流れ**：公共交通機関による市内各所からの交通便利性の向上や、新幹線や自動車道路の充実による来館の利便性向上
- **東日本大震災と復興**：「心の復興」を支援する役割への期待

2 宮城県美術館の目指す姿

「基本構想」や建設時の「宮城県美術館建設基本構想」を踏まえ、宮城県美術館は以下のような美術館であることを目指します。

- ▶ **記憶に残る美術館**
- ▶ **また訪れたい美術館**
- ▶ **常に新しい発見のある美術館**

3 施設改修の基本方針

美術館が現在もっている財産・資源を最大限に有効活用することを念頭に、以下に挙げる点について特に配慮します。

- **豊かな自然環境の保全**：広瀬川や青葉山など「杜の都仙台」の象徴の保全
- **既存建物の空間構成の本幹の尊重**：外観、中庭、エントランスホールなど、既存建物の空間構成の本幹となる部分を残しながらの改修
- **「建物の合理性の精神」の尊重**：耐久性のある外装材、省エネルギーに配慮した建物構成など、前川國男建築の「建物の合理性の精神」の尊重
- **合意形成の尊重**：本館の設計当初からなされている使用者及び利用者との合意形成の尊重
- **適切なライフサイクルコスト、環境負荷の軽減**：財政状況に配慮した設計
- **すべての人に愛される建築**：すべての人が快適に利用できることへの配慮

第3章 リニューアルの具体的な内容

1 **機能と改修内容**：リニューアル後の美術館が備える機能と、そのために必要な改修内容を以下に示します。

(1) 子どもたちの豊かな体験を創出する美術館

- 鑑賞・造形・素材体験プログラムの実施などを通して子どもの創造性や知的好奇心を育み、かつ大人にも開かれた全館的な取組である「キッズ・プロジェクト」(仮称)の推進
- 「キッズ・プロジェクト」の拠点となり、現在の造形遊戯室の機能も含む「キッズ・スタジオ」(仮称、下図参照)の設置
- 地域の教育機関と連携し、子どもの美術教育の一助となるような取組の推進
- 学校や各種団体の来館にも対応できる環境の整備
- 小さな子ども連れでも安心して来館できるよう、子ども、保護者、周囲の人々のすべてにとって快適な環境の整備



キッズ・スタジオのイメージ

(2) 人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる美術館

- 美術館で自由に時間を過ごし、滞在できる場である交流ラウンジ(仮称、下図参照)の整備
- 多様な背景の人々が、美術館での時間を快適に過ごすことができるような配慮
- ユニバーサルデザインへの合理的な配慮
- レストランやカフェ、ミュージアムショップなどの充実
- 収蔵作品のデータなど各種情報の、さまざまなメディアによる発信と、アクティブな学習の場の提供
- 宮城県美術館をハブとした県内の美術館の連携体制の整備と、それを基にした芸術文化の魅力発信、スタッフの資質向上、観光振興や地域活性化等への貢献



交流ラウンジのイメージ

(3) 国内外の人々が魅了される美術館

- 展示と収蔵の新しいスタイルの提案(下図参照)
- いつ来館しても新鮮な鑑賞体験ができるような展示
- 作品を最も魅力的に鑑賞でき、かつ安全な展示環境の整備
- 常設展の充実と大規模な特別展への活用のための展示室拡充
- コレクションを質量ともに充実させるために必要な体制の構築と、学芸員のもつ知識や情報の継続的な更新
- 収蔵品の安全管理と今後の収集活動のための収蔵庫の拡充
- 幅広い誘客を視野に入れた施設・空間の活用可能性の検討
- 東日本大震災の被災体験に基づいた安全な美術館の整備
- 各事業の質を高めるための調査研究と、その成果の発表
- 国籍を問わず楽しめるよう、サイン等の多言語対応の充実



ヴィジブル・ストレージ(見える収蔵庫)のイメージ

(4) ともに築きあう美術館

- 鑑賞、創作、美術表現の拡大に対応するために必要な空間、設備、スタッフの整備
- 県民の創作活動の促進に資する環境の整備
- 県民の創作活動の発表、交流、鑑賞の場となる県民ギャラリー(下図参照)の整備
- 美術に関する多様な催事の開催に対応できる講堂の整備
- ボランティア等、県内地域における芸術・文化活動に主体的に関わりたい人が、活発に活動できるような環境の整備
- 環境に配慮した構造や機材の導入
- 事業に関わる人々がより効率的に共働できるような環境及び体制の整備



県民ギャラリーのイメージ

2 老朽化箇所の更新

主な改修箇所は以下の通りです。

- 【屋外】屋上防水、雨水配管、外部金物、外壁、床タイルなど
- 【屋内】床、壁、天井、家具などの経年劣化が激しい箇所
- 【設備】法定耐用年数超過、劣化・陳腐化しているものなど

第4章 事業の実現に向けて

1 概算事業費

※算定中

2 事業スケジュール

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
	大規模事業評価 ・事業手法の検討		基本設計・実施設計				リニューアルオープン
					改修工事		

「大商デジタルマーケティング人材育成事業」において、地元企業との共同開発した商品等のネット販売実習を実施しております。（担当課：高校教育課・宮城県大河原商業高等学校）

大河原商業高校では、高校、IT企業及び地元企業が連携し、さらに地域に貢献できる人材の育成を目的に、ヤフー株式会社から講師を招き、インターネットを活用した販売方法やWebサイトの立ち上げ、運営、広告、販売及び経理処理までの実践的で専門的な学習を行っております。

その一環として、現在ネット上で地元特産品等の商品販売実習を実施しておりますので、是非ご覧ください。

【販売実習概要】

- 事業名 大商デジタルマーケティング人材育成事業（ネット上商品販売実習）
- 販売期間 平成29年12月13日（水）から12月26日（火）まで **2週間限定**
- 実施学年 3年生のうち、科目「電子商取引」選択者65名
- webアドレス <http://www.ogs.myswan.ne.jp/> ※大河原商業高校ホームページからアクセス下さい。



〔 ヤフー株式会社から講師を招いての授業の様子 〕

宮城県松島高等学校生徒による観光ボランティア活動を行いました。

（担当課：高校教育課・宮城県松島高等学校）

松島高校観光科では、地域の将来を担う人材の育成を図るため、生徒のコミュニケーション能力の向上や、おもてなしの心を育むための取組として、地元松島を中心に様々なボランティア活動を行っております。

「松島紅葉ライトアップ2017」の開催に伴い、観光科生徒が円通院庭園において観光ボランティア活動を行いました。

【概要】

- 期 日 平成29年11月10日（金）、11日（土）、17日（金）、18日（土） 計4日間
各日17：00から20：00まで
- 参加者 各日ともに、観光科の生徒10人程度
- ボランティア内容 拝観受付、順路案内・危険箇所のお知らせなど



「志教育フォーラム2017～志が未来をひらく～」を開催しました。

(担当課：義務教育課)

将来にわたり自らの生き方を主体的に探求する意識を持つことの大切さを広く県民の皆様にお知らせすることを目的として、「志教育フォーラム2017」を開催しました。

【概要】

□ 期 日 平成29年11月19日(日)
13:30から16:00まで

□ 場 所 宮城県行政庁舎2階講堂

□ 内 容

◇第1部 講演

講師 女優 杜 けあき さん 元宝塚雪組トップスター、みやぎ絆大使、おおさき宝大使
宮城県共同募金会赤い羽根特使

◇第2部

【実践発表】

栗原地区(栗原市立栗駒小学校のみなさん)

村田地区(村田町立村田小学校の皆さん、村田第一中学校の皆さん、宮城県村田高等学校の皆さん)

【パネルディスカッション】

杜 けあきさん、栗原地区の皆さん、村田地区の皆さん

□ 参加者 小・中学生、教員等教育関係者、保護者、一般県民 161人



[講演]



[パネルディスカッションの様子]



平成29年度「防災教育を中心とした学校安全フォーラム」を開催しました。

(担当課：スポーツ健康課)

国連防災世界会議で採択された仙台宣言の実現に向け、これまでの取組や活動について広く国内外に発信すると共に、研究機関や教育実践機関等が互いの取組について理解を深めるフォーラムを開催しました。

【概要】

- 期 日 平成29年11月24日(金)
- 場 所 岩沼市民会館
- 参加者 教育関係者、一般等 約650名
- 内 容

◇ 特別講演

河田 恵昭 (関西大学社会安全研究センター長・特別任命教授)

セルマ・C・クィタリグ (タクロバン市教育局長)

◇ パネルディスカッション 第Ⅰ部：震災の教訓を生かして

青森県八戸市立多賀小学校	教 諭	石井 利正 (実践発表)
宮城県東松島市立矢本第二中学校	主幹教諭	鈴木 国也 (実践発表)
福島県立小高産業技術高等学校	校 長	鈴木 稔 (実践発表)
熊本県益城町立飯野小学校	校 長	柴田 敏博 (実践発表)
宮城教育大学	特任教授	堀越 清治
ファシリテーター： 宮城教育大学	准 教 授	小田 隆史

◇ パネルディスカッション 第Ⅱ部：これからの災害に備えて

岩手県立一関清明支援学校	教 諭	小原 光枝 (実践発表)
宮城県南三陸町立志津川中学校	養護教諭	佐藤 幸 (実践発表)
高知県立須崎高等学校	校 長	秋森 学 (実践発表)
東北工業大学	教 授	小川 和久
ファシリテーター： 東北大学	教 授	佐藤 健

4



[特別講演]



[パネルディスカッション]

☆商品開発LAB☆商業高校Festaを開催しました。

(担当課：高校教育課・宮城県石巻商業高等学校)

県内の各商業高校では「商品を開発し販売活動をすることで地域を元気にしたい」「高校生も地方創生・地域創生に役立ちたい」との思いを持ち、商業科の特徴を活かした学習を行っています。

普段、学校毎に地域で行っている開発商品の販売など、学習活動の紹介を目的とした、県内5つの商業高校による「商品開発プロジェクト学習成果発表会」を行いました。

【概要】

- 期 日 平成29年12月2日(土)
10:00から18:00まで
- 場 所 エスパル仙台本館B1Fインフォメーション前特設会場
- 参加校 仙台市立仙台商業高等学校 宮城県大河原商業高等学校 宮城県一迫商業高等学校
宮城県鹿島台商業高等学校 宮城県石巻商業高等学校



5

全国小学生クロスカントリーリレー研修大会に出場する岩沼西サッカースポーツ少年団の選手及び関係者が、知事を表敬訪問しました。

(担当課：スポーツ健康)

宮城県代表として出場する岩沼西サッカースポーツ少年団の選手及び関係者が、その報告のため知事を表敬訪問しました。

【概要】

- 期 日 平成29年12月5日(火)
15:15から15:25まで
- 場 所 宮城県行政庁舎4階庁議室

■ 日清食品カップ

第20回全国小学生クロスカントリーリレー研修大会
日 時 平成29年12月9日(土)～10日(日)
開催地 大阪府吹田市 万博記念公園

6



諸羅山杯国際軟式野球大会に出場する選手及び関係者が、知事を表敬訪問しました。

(担当課：スポーツ健康)

宮城県代表として出場する県内の小学6年生で編成されたチームの選手及び関係者が、その報告のため、知事を表敬訪問しました。

【概要】

- 期 日 平成29年12月8日(金)
16:50から17:05まで
- 場 所 宮城県行政庁舎4階庁議室

■第20回諸羅山杯国際軟式野球大会
日 時 平成29年12月16日(土)～22日(金)
開催地 台湾 嘉義市(かぎし)

7



「交通遺児等教育手当」への寄附が行われました。

(担当課：スポーツ健康課)

東北楽天ゴールデンイーグルス関係者を含む経済人有志の方々から交通事故等により親を亡くした子どもたちへの支援として、県への寄附が行われました。

【概要】

- 期 日 平成29年12月13日(水)
- 場 所 宮城県行政庁舎4階庁議室
- 寄付者 交通遺児孤児支援チャリティー実行委員会
- 来訪者
枘田 慎太郎 氏 (東北楽天ゴールデンイーグルス選手)
佐藤 文彦 氏 (株式会社丸文代表取締役)
庄子 裕介 氏 (株式会社米庄代表取締役)
丹野 篤 氏 (丹野皮膚科内科小児科医院事務長)
佐々木 幸士 氏 (宮城県議会議員)
- 寄附額 金150万円

◇交通遺児等教育手当

交通事故及び海難事故による遺児を養育する世帯を支援するため、昭和49年に制定された教育手当(遺児一人につき月額3,000円を支給、寄附が多く寄せられた場合は一時金を支給)。平成29年11月30日現在、38世帯51名が受給。寄附金は継続的に受入している。

8



資料配布(2)

平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(11月末現在)

	H29.3月末	H29.7月末	H29.8月末	H29.9月末	H29.10月末	H29.11月末	前年同月	増減 (当月-前 年同月)
内定率	99.0%	—	—	51.2%	73.2%	87.7%	85.8%	1.9%
男子	99.0%	—	—	52.9%	75.3%	89.4%	88.6%	0.8%
女子	98.9%	—	—	48.8%	70.1%	85.2%	82.2%	3.0%
全国平均	99.2%	—	—	—	77.2%	—	—	—

内訳

卒業者	19,979	19,912	19,870	19,853	19,843	19,828	20,046	-218	
進学希望者	14,989	14,895	14,858	14,886	14,975	15,036	15,077	-41	
臨時的仕事希望者	232	27	39	70	97	132	88	44	
進路未定者	76	142	130	77	72	47	107	-60	
就職希望者	4,682	4,848	4,843	4,820	4,699	4,613	4,774	-161	
内訳	県内	3,800	4,204	4,068	3,950	3,836	3,925	-192	
	県外	882	644	775	870	863	849	31	
	職安・学校紹介	4,075	4,020	3,983	3,941	3,955	3,984	-137	
	縁故・自営	230	140	164	186	196	208	214	-6
	公務員	377	688	696	693	548	421	439	-18
就職内定者	4,633	—	—	2,468	3,438	4,045	4,097	-52	
内訳	県内	3,753	—	—	1,890	2,699	3,218	3,301	-83
	県外	880	—	—	578	739	827	796	31
	職安・学校紹介	4,038	—	—	2,410	3,236	3,001	3,643	-642
	縁故・自営	224	—	—	58	101	84	133	-49
	公務員	371	—	—	0	101	253	321	-68
就職未内定者	49	—	—	2,352	1,261	568	677	-109	
月間受験者数	57	—	—	3,775	813	478	563	-85	

【概況】 ※()内は前年同月

- ① 就職内定率 : 87.7% (85.8%)
- ② 進路希望の割合状況 : 進学 75.8% (75.2%) 就職 23.3% (23.8%)
臨時的仕事 0.7% (0.4%) 未定 0.2% (0.5%)
- ③ 就職希望者の割合 : 県内 80.9% (82.2%) 県外 19.1% (17.8%)
- ④ 県内外の内定率 : 県内 86.2% (84.1%) 県外 94.0% (93.8%)
- ⑤ 内定者の割合 : 県内 79.6% (80.6%) 県外 20.4% (19.4%)
- ⑥ 学科別内定率

学科別内定率	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	福祉科	その他	総合学科
平成29年度	80.7%	92.7%	97.5%	89.0%	88.4%	75.5%	79.1%	81.4%	89.3%
平成28年度	80.9%	89.2%	96.5%	84.3%	81.0%	76.4%	66.7%	73.5%	87.7%

⑦地域別内定状況

地域別内定率	仙台	大和	石巻	塩釜	古川	大河原	白石	築館	迫	気仙沼
平成29年度	84.6%	96.7%	86.7%	88.1%	90.5%	86.9%	95.3%	85.6%	93.4%	87.4%
平成28年度	83.5%	92.5%	80.5%	83.8%	90.7%	82.2%	95.6%	86.1%	93.5%	88.4%

⑧宮城労働局発表 県内求人倍率(10月末現在)(職安学校紹介のみ、ただし支援学校・通信制含む)

	24年3月卒	25年3月卒	26年3月卒	27年3月卒	28年3月卒	29年3月卒	30年3月卒
県内求人数	3,766	6,074	7,204	8,825	9,239	9,671	10,646
県内求職者数	3,114	3,504	3,520	3,458	3,469	3,403	4,000
求人倍率	1.21	1.73	2.05	2.55	2.66	2.84	3.32